

令和 8 年定例会

環境生活農林水産常任委員会

説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 100 号
三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案 1

◎ 所管事項説明

- 1 「『令和 8 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」
への回答について（環境生活部関係） 3
- 2 次期総合計画の策定について（みえ元気プランの検証と 2031 年の目標）
（環境生活部関係） 5
- 3 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく申立てに
係る助言について 7
- 4 「第 2 次三重県文化振興計画（仮称）」（骨子案）について 11
- 5 「三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）」（中
間案）及び「三重県交通安全条例」の改正（中間案）について 17
- 6 令和 8（2026）年版 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書について 21
- 7 令和 8（2026）年版 第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
年次報告書について 25
- 8 「部落差別解消条例（仮称）」（素案）及び「差別を解消し、人権が尊重さ
れる三重をつくる条例」の改正（素案）について 29
- 9 令和 8（2026）年版 三重県男女共同参画年次報告書について 35
- 10 「第 3 次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」（最終案）について 41
- 11 令和 8（2026）年度版 三重県サステナビリティレポートについて 45
- 12 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 49
- 13 指定管理候補者の選定過程の状況について 85
- 14 各種審議会等の審議状況について 91

- 別冊 1 三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）
（中間案）
- 別冊 2 三重県交通安全条例の改正（中間案）
- 別冊 3 第 3 次三重県男女共同参画基本計画（改定版）（最終案）
- 別冊 4 令和 8（2026）年度版 三重県サステナビリティレポート

令和 8 年 10 月 7 日
環境生活部

1 議案第 100 号 三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

災害対策基本法の一部改正に鑑み、適用除外の規定を整備するものです。

2 改正内容

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により、災害対策基本法の一部が改正されることとなり、災害対策基本法第 87 条に規定される「災害復旧」が「復旧復興」に改められます。

三重県環境影響評価条例では、「災害復旧」の事業を環境影響評価手続の適用除外としており、同規定においては災害対策基本法第 87 条を引用しています。従来どおり「災害復旧」の事業を適用除外とするため、三重県環境影響評価条例第 58 条第 1 号の「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改めます。

<参考> 災害対策基本法（抜粋）

改 正 前	改 正 後
第二条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、<u>及び災害の復旧</u>を図ることをいう。 三～十 （略）	第二条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、<u>並びに災害の復旧及び災害からの復興（以下「復旧復興」という。）</u>を図ることをいう。 三～十 （略）
第八十七条（<u>災害復旧</u>の実施責任） 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により<u>災害復旧</u>の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めることにより、<u>災害復旧</u>を実施しなければならない。	第八十七条（<u>復旧復興</u>の実施責任） 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により<u>復旧復興</u>の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めることにより、<u>復旧復興</u>を実施しなければならない。

3 施行期日

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行

議案第百号

三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年九月十四日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例

三重県環境影響評価条例（平成十年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（適用除外） 第五十八条 第三章からこの章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。 一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業 二・三 （略）	（適用除外） 第五十八条 第三章からこの章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。 一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業 二・三 （略）

附 則

この条例は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

災害対策基本法の一部改正に鑑み、適用除外の規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1 「『令和8年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について(環境生活部関係)

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
3-2	交通安全対策の推進	環境生活部	K P Iとして設定している「横断歩道の平均停止率」について、実績値が改善傾向にあるにも関わらず、目標値が高すぎるために、評価が低くなっている。K P Iの目標値は、前年度までの実績値の推移などをふまえ、現実的に達成可能な数値を設定されたい。	次回のK P I設定時に、関係機関と調整し、適切なK P Iの設定を検討してまいります。
12-1	人権が尊重される社会づくり	環境生活部	K P Iとして設定している「人権に係る相談体制の充実に向けた取組」について、具体的な評価の指標がなく、達成状況がわかりにくいため、スキルアップ講座の開催回数やネットモニタリングに係る件数などの数値を盛り込み、県民に伝わりやすい表記となるよう改められたい。	「人権に係る相談体制の充実に向けた取組」の具体的な評価として、「スキルアップ講座の開催回数及び延べ参加者数」と「臨床心理士によるケース検討会の開催回数」を記載するとともに、ネットモニタリングに係る件数として、「差別的な書込みの把握件数」を記載しました。
12-3	多文化共生の推進	環境生活部	外国人を雇用する企業に対して、企業内での日本語教室の開催を積極的に働きかけられたい。	昨年度は、地域日本語教育コーディネーターを企業へ派遣し、日本語教育に関する啓発や助言を実施しました。 今年度は、令和9年1月下旬を目途に「みえ地域日本語学習支援センター」（仮称）を設置し、企業内で実施される日本語学習に対しても支援を実施していきます。 今後も関係部局とも連携し、企業内での日本語教育が進むよう取組を進めていきます。
			K P Iとして設定している「外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組」について、目標値及び実績値が具体的な値となっておらず、達成状況がわかりにくいため、県民に伝わりやすい表記となるよう改められたい。	「外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組」については、「弁護士による専門相談会の回数の増加」、「出入国在留管理局等との合同相談会の実施」、「相談員の外国人支援コーディネーターの認証取得」に取り組むことで相談窓口の充実を図ったことを実績として評価しました。 次回のK P Iについては、県民によりわかりやすい表記となるよう、検討してまいります。

●施策・行政運営の取組以外に関する意見

委員会意見	回答
県政レポートのアルファベット（A B C D）による評価方法の理由が全体的にわかりにくいため、評価に至った議論や背景をよりわかりやすく説明するように見直しを検討されたい。	施策の総合評価は、各K P Iの評価を基本としながらも、基本事業の取組状況、外部要因なども踏まえて総合的に判断しています。評価に至った経緯や根拠については、より丁寧に記載し、より分かりやすい説明になるように努めるとともに、今後の評価のあり方についても検討してまいります。

2 次期総合計画の策定について（みえ元気プランの検証と2031年の目標） （環境生活部関係）

「みえ元気プラン」における環境生活部の主担当施策は、表1のとおりです。
また、他部局が主担当となる関係施策等は、表2のとおりです。

表1 環境生活部主担当施策

施策名	
3－2	交通安全対策の推進
3－3	消費生活の安全確保
4－1	脱炭素社会の実現
4－2	循環型社会の構築
4－4	生活環境の保全
12－1	人権が尊重される社会づくり
12－2	ダイバーシティと女性活躍の推進
12－3	多文化共生の推進
16－1	文化と生涯学習の振興

表2 環境生活部関係施策等

施策名等	
1－2	地域防災力の向上
3－1	犯罪に強いまちづくり
11－4	水の安定供給と土地の適正な利用
14－5	誰もが安心して学べる教育の推進
14－6	学びを支える教育環境の整備
15－1	子どもが豊かに育つ環境づくり
行政 運営1	総合計画の推進

3 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく申立てに係る助言について

令和8年1月から2月にかけて実施したみえ県民1万人アンケートの問16に関し、令和8年4月8日付けで、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づく助言を求める申立てがなされ、8月7日付けで助言を行いました。

1 国籍要件の復活にかかる検討の背景

- ・近年、自国民に対して情報活動への協力を法的に求める制度が、ある外国政府において設けられたことから、外国政府からの指令により情報を窃取し漏えいさせる懸念が制度の問題として生じている。
- ・県が扱う重要情報が外国政府に漏えいしないように備える必要が高まっている。
- ・全国で三重県を含む12府県が国籍要件を撤廃しているが、国及び35都道府県においては国籍要件を設けている。

2 申立ての内容

- (1) これ以上、外国籍住民に対する差別や偏見を助長しないように、みえ県民1万人アンケートの問16の設問文を不特定多数が見ることができないようにするよう、助言することを求める。
- (2) みえ県民1万人アンケート問16の回答結果を公表しないように助言することを求める。

3 アンケート実施及び申立てにかかる経緯

(1) アンケート実施にかかる経緯

年 月 日	内 容
令和7年12月25日	知事定例記者会見にて、国籍要件の設問を含む「みえ県民1万人アンケート」の実施を発表
令和8年1月19日	県議会総務地域連携交通常任委員会にて、「みえ県民1万人アンケート」及び補足資料について報告
令和8年1月26日	「みえ県民1万人アンケート」を発送
令和8年2月16日	「みえ県民1万人アンケート」回答期限

(2) 条例に基づく助言申立てにかかる経緯

年 月 日	内 容
令和8年4月28日	条例に基づく三重県差別解消調整委員会への諮問
令和8年5月7日	第1回三重県差別解消調整委員会
令和8年6月4日	第2回三重県差別解消調整委員会
令和8年6月29日	第3回三重県差別解消調整委員会
令和8年8月3日	条例に基づく三重県差別解消調整委員会からの答申受領

4 アンケートを実施した担当部の主張

- ・本設問は、これまで一定の範囲で認められてきた外国籍者の任用のあり方を、重要情報の保護、管理という観点から、外国籍者を一定の公務に就任させるかどうかという政策的判断について、県民に意見を求めようとする意図で作成したものである。
- ・公務員の任用においては、「当然の法理」により、外国籍者は「公権力の行使」や「公の意思の形成に参画する職務」といった業務に従事できないという区別がされており、日本国籍者と外国籍者全体を区別することは制度上予定されたものである。
- ・問題としているのは、外国籍者の資質や意思ではなく、外国の法制度や国家意思が本人に及ぶ可能性があるという制度上のリスクである。
- ・我が国とは異なる国家意思により同様の義務が課される可能性は否定できず、県や国がコントロールできるものではない。
- ・外国の制度そのものが情報漏えいリスクの要因になりうるという認識が国においても共有されている。
- ・こうしたことから、過度な一般化には当たらず、不当な差別にも該当しない。
- ・外国籍者を一定の公務に就任させるかどうかは地方自治体による政策的判断事項である。
- ・設問文に加え補足資料を添付することにより、一方に偏らない適正な判断材料を提供しており、結論を誤導するものではない。
- ・アンケートの作成・実施が申立人らの名誉感情や平穏な生活を送る法的利益を違法に侵害したと評価することは適当でない。

5 三重県差別解消調整委員会からの答申

- ・限定的な理由だけをもって、全ての外国籍職員が公務員の守秘義務に抵触する事案を発生させる懸念があると認識させうるものであり、限定的な懸念を過度に一般化していると言わざるを得ない。
- ・本設問及び補足資料の文面は、限定的な懸念を過度に一般化していると言わざるを得ず、また必要最小限度性も読み取ることができないことから、憲法第14条に定める法の下での平等の理念に抵触するおそれがあるとともに、条例第2条第2号に掲げる「不当な区別」に該当するものと考えられる。
- ・設問と補足資料によって、外国籍者は情報漏えいリスクが懸念される存在であるというイメージを読む側に与えてしまっているという点で、誤導リスクがある。
- ・問16の文面によりアンケートを実施したことは、申立人等外国籍住民の権利利益の認識、享有、行使が害される効果を有するものであると考えられる。
- ・「不当な区別」にあたり、権利利益の認識等が害される効果を有するものであると判断されることから、「不当な差別」に該当すると評価せざるを得ない。
- ・「不当な差別」であると県民に認識されうるアンケートを公表することで、県民に適切とはいえない情報を提供することとなり、そのことが新たな差別を助長することにもなりうることから、本設問文及び回答結果について非公表とする助言を行う必要がある。

6 有識者の見解

アンケートは、県民の意見や意向を把握し、政策決定のための情報収集を行うという行政の政策形成過程であり、行政の政策形成過程を県民に公開しないことを求める申立てに対して、三重県知事としてどのような助言を行うべきかは、県民の知る権利との関係で慎重な検討を要することなどから有識者（弁護士）に見解を求めた。

- ・外国籍者が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではないものというべきであり、地域の実情に応じ各自治体で政策的に決定されるものである。
- ・日本国籍者と外国籍者を区別することは憲法第 14 条第 1 項に反するものではないし、その是非を問うことも憲法第 14 条第 1 項に反するものではない。
- ・アンケートは、県民の意識調査であり、本設問は外国籍職員を引き続き、公的な権限を持たない業務であれば採用を続けるべきか否かと問い、県の施策の参考にするという目的であり、本設問を含むアンケートの実施が外国籍住民の法的な権利義務に影響を及ぼすものではない。
- ・本設問は、自国の情報活動に協力する義務を課す法律を作っている国があるという事実をふまえ、公務員の守秘義務との衝突が問題となりうるという制度上のリスクを述べたもので、外国籍者一般が情報漏えいのリスクがあるとまでは言っていない。
- ・本設問は、外国籍職員の採用実績や公務員の人材確保の必要性という外国籍職員の採用を続けるべきという見解に沿う判断材料も提供しており、また補足資料でさらに詳しく両論の判断材料を示すなどしている。一方に偏った見解や判断材料だけを示したものではない。
- ・本設問が、「限定的な懸念を過度に一般化している」という批判はあたらず、条例上「不当な差別」でもない。

7 アンケート結果分析の専門家の指摘

- ・本設問及び補足資料について、センシティブな問題について行政の立場という枠組みの中で比較的公平に情報を呈示している印象である。
- ・(自由意見は) 肯定派も否定派も外国籍職員の採用に関するメリット・デメリットを的確にとらえた意見が多く、明確な意思を持って選択していることがうかがえる。

8 申立てに対する、「アンケートを実施した担当部の主張」、「委員会からの答申」及び「有識者の見解」並びに「アンケート結果分析の専門家の指摘」をふまえた判断

(1) 過度な一般化に該当するか

ア 答申

- ・限定的な理由だけをもって、全ての外国籍職員が公務員の守秘義務に抵触する事案を発生させる懸念があると認識させうるものであり、限定的な懸念を過度に一般化している。

イ 有識者（弁護士）の見解

- ・外国籍者という属性ではなく、制度上のリスクを述べたもので、外国籍者一般に情報漏えいリスクがあるとまでは言っていない等の理由から過度な一般化にあたらない。

(2) 日本国憲法第 14 条に抵触するか

ア 答申

- ・過度な一般化であると言わざるを得ず、必要最小限度性も読み取ることができないことから、憲法第 14 条に定める法の下での平等の理念に抵触するおそれがある。

イ 有識者（弁護士）の見解

- ・公務員の任用においては、日本国籍者と外国籍者を区別することは制度上予定されたものであり、法の下での平等の理念に抵触することはない。

(3) 誤導に該当するか

ア 答申

- ・外国籍者は情報漏えいリスクが懸念される存在であるというイメージを読む側に与えている点で誤導リスクがある。

イ 有識者（弁護士）の見解

- ・補足資料で両論の判断材料を示しており、一方に偏ったものではない。

ウ アンケート結果分析の専門家

- ・本設問及び補足資料について比較的公平に情報を提示している印象である。
- ・肯定派も否定派も明確な意思を持って選択していることがうかがえる。

(4) 条例上の「不当な差別」に該当するか

ア 答申

- ・申立人等外国籍住民の権利利益の認識等が害される効果を有することから、問16の文面によるアンケートの実施は、不当な差別に該当する。

イ 有識者（弁護士）の見解

- ・国籍要件の見直しの検討を行うための意識調査であり、外国籍者に特定の危険性があるとみなす趣旨ではない。
- ・外国籍者の権利等を害したり妨げるような効果もない。

ウ アンケートを実施した担当部の意見

- ・特定の国において情報収集への協力義務を課す法令が存在しており、我が国とは異なる国家意思により同様の義務が課される可能性は否定できないうえに、当県や我が国がコントロールできるものではなく、重要情報を取り扱う業務における情報管理上の懸念となりうる。
- ・外国の制度そのものが情報漏えいリスクの要因になりうるという認識が国においても共有されている。

こうしたことをふまえると、以下のような理由から条例第2条第2号の「不当な差別」とは言えないと考えるべきである。

- ・必ずしも限定的な懸念を過度に一般化しているとは言えないと考えられる。
- ・「日本国憲法第14条に定める法の下での平等の理念に抵触しているおそれがある」との指摘はあたらないと考えられる。
- ・誤導リスクがあるとまでは言えないと考えられる。

9 アンケートの取扱いに関する助言

本設問の文面によりアンケートを実施したことに対して、8の考え方に立つとともに、申立人から「外国籍住民に対する差別や偏見を助長しないようにしてほしい」との趣旨から申立てがあったことをふまえ、以下のように助言する。

ア 本設問文は「不当な差別」にあたるものではないことから、非公表とすることは適切でないと考えられるが、答申では、本設問及び補足資料の文面が外国籍住民等に対する誤った認識を県民に与えているとの指摘があることから、本設問の意図や公務員採用にかかる法制度等の丁寧な説明を加えるといった工夫が必要と助言する。

イ 本設問の回答結果については、アと同様に「不当な差別」にあたるものではないこと、非公表とすることで結果に対するさまざまな憶測を呼び、そこから新たな差別が助長される懸念があることから、県民の「知る権利」も考慮して公表するものとする。ただし、設問文及び補足資料と同じように丁寧な説明を加えるといった工夫が必要と助言する。

4 「第2次三重県文化振興計画（仮称）」（骨子案）について

1 策定の趣旨

県では、令和6年3月に策定した「三重県文化振興計画」（以下「現行計画」という。）に基づき、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

現行計画の期間が令和8年度をもって終了することから、これまでの取組の成果と課題等をふまえ、「第2次三重県文化振興計画（仮称）」（以下「計画」という。）を策定します。

なお、現行計画は、「三重県文化振興条例」第9条に基づき、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための文化の振興等に関する基本的な計画であり、「文化芸術基本法」第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づけられています。

2 現行計画の取組状況と課題

現行計画においては、環境づくりや人材育成など4つの基本方針に基づき施策を展開しました。これまでの取組状況と今後の課題については、以下のとおりです。

○基本方針1：環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～

【成果指標】

指標	R6 目標 実績	R7 目標 実績	R8 目標
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度(※1) ※みえ元気プランのKPIと同一	74.6% 76.9%	75.6% 77.9%	76.6%
県立文化施設の利用者数(※2) ※みえ元気プランのKPIと同一	130 万人 147 万人	130 万人 117 万人	140 万人

※1：県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合

※2：県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数

【取組状況】

- ・ 県立文化施設において、魅力的な展覧会・公演・講座等を実施し、県民の皆さんが文化にふれる機会を継続的に提供するとともに、令和6年度の県総合博物館開館10周年、県総合文化センター開館30周年、斎宮歴史博物館開館35周年では、県立文化施設が連携して、県民の皆さんが主体的にふれ親しむ機会を提供しました。
- ・ 子どもたちが本物の文化・芸術に触れる機会を提供するため、県内の文化施設と実演家等が協働し、小学校・特別支援学校等へ出向いて行う文化体験をのべ130校で実施しました。

- 文化団体等への新たな支援のあり方を検討するため、他県のアーツカウンシルの取組事例の調査、県内文化団体等の現状を把握するアンケート及び地域の文化振興に寄与する団体を対象にしたグループヒアリングを実施するとともに、専門家の助言を受けながら議論を重ねました。

【課題】

- 県立文化施設へのアクセスが困難な方への文化体験機会の確保
- 子どもが文化に触れる機会の充実
- 文化団体等が自律的かつ持続的に活動するための具体的な支援方法の確立

○基本方針２：人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～

【成果指標】

指標	R6 目標 実績	R7 目標 実績	R8 目標
文化や芸術の鑑賞・体験授業に参加した児童生徒等の人数(※1)	30,200 人 32,994 人	31,800 人 19,201 人	33,500 人
文化振興に係る人材の育成を目的とした事業の参加者数(※2)	1,520 人 2,672 人	1,730 人 2,832 人	1,950 人

※1：県立文化施設が実施する児童生徒等の文化や芸術の鑑賞・体験を目的とした事業に参加した人数

※2：県立文化施設が実施する文化振興に係る人材(若い芸術家や文化振興を担う専門人材)の育成を目的とした事業の参加者数

【取組状況】

- 若手のアーティストの育成については、高校生向けに演劇の知識や技術習得を目的にした実践的なワークショップを開催したほか、県内のアマチュア演奏家がプロから直接指導を受けることができる演奏指導を実施しました。
- 「三重県文化賞」については、三重県の文化振興に貢献し、その活動と功績が優れた個人や団体を表彰することにより、担い手の意欲向上と社会的認知の向上を図りました。

【課題】

- 文化を創造する人材や、文化施設の管理・運営に関わる人材など、多様な担い手の育成・確保
- 「三重県文化賞」等の顕彰制度の普及啓発及び若年層からの応募促進

○基本方針３：歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～

【成果指標】

指標	R6 目標 実績	R7 目標 実績	R8 目標
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数(※1) ※みえ元気プランのKPIと同一	82 件 91 件	87 件 94 件	92 件

※1：関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数

【取組状況】

- ・ 県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を行いました。
- ・ 国史跡「斎宮跡」について、実態解明のための発掘調査を実施し、斎宮跡出土重要文化財の修理や追加指定に向けた取組を行いました。
- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録及び「海女漁」や「神楽」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、関係市町の支援や学術調査の推進、気運の醸成等に取り組みました。

【課題】

- ・ 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承への支援
- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録及び「海女漁」や「神楽」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた環境整備

○基本方針４：文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～

【成果指標】

指標	R6 目標 実績	R7 目標 実績	R8 目標
県立文化施設を中核とした文化観光ルートを構築した地域数(累計)(※1)	2件 3件	3件 4件	5件

※1：県立文化施設を起点とし、県内5地域(桑名・四日市地域、斎宮・伊勢地域、鳥羽・志摩地域、伊賀・名張地域、東紀州地域)を結ぶ「文化体験ルート」を想定し、構築できた地域数

【取組状況】

- ・ 斎宮を核とした文化体験ルートを設定し、新たな文化体験コンテンツの構築に取り組むとともに、県内4地域(斎宮・伊勢地域、鳥羽・志摩地域、伊賀・名張地域、東紀州地域)の文化体験ルートを構築しました。

- ・ 三重県の歴史や伝統文化を学ぶ機会として講座や展示等を実施し、県民の皆さんの郷土愛の醸成につなげました。

【課題】

- ・ 斎宮歴史博物館の展示リニューアルを含めた史跡斎宮跡の整備促進
- ・ 文化資源を活用した地域のにぎわい創出と活性化の推進

3 第1回「三重県文化審議会」（以下「審議会」という。）開催概要（令和8年8月28日開催）

（1）議事

「第2次三重県文化振興計画（仮称）」の策定について

（2）主な意見

- ・ 新たに文化活動を開始する若手活動家への助成や、活動者同士をつなぎ合わせる取組が必要とされ、そのような役割を担うためにアーツカウンシル機能を有する組織の設置が必要ではないか。
- ・ 文化振興は県・市町・事業者・文化団体等が互いに連携しながら推進していくことが重要である。
- ・ 子どもの体験格差が広がっている。文化に触れる機会が無かった子どもに対しても機会を提供することが重要であり、小学校へ出向き、文化を体験する機会をさらに広げる必要がある。
- ・ 文化を振興するためには、アーティストだけではなく、文化活動をマネジメントする人材やファシリテートする人材の育成も必要である。その点も計画に記載すると良い。

4 計画骨子案の概要

（1）計画期間

令和9年度から令和13年度まで（5年間）

（2）計画の基本目標

現行計画では、「文化の力で心豊かに活力ある三重を実現」を基本目標とし、県民一人ひとりの自主性と創造性の発揮、郷土への誇りと愛着の醸成、文化の力を生かした観光や地域づくりなど幅広い分野との連携に取り組んできました。

本計画でも、この基本目標を継承し、日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現に向けて取り組みます。

(3) 施策の体系

基本方針	基本施策	取組の方向性
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	(1) 県民の文化に対する関心及び理解の醸成	・文化に関する普及啓発 ・文化について学び、体験する機会の充実 ・イベント等の機会をとらえた関心の醸成
	(2) 県民の鑑賞等の機会の充実	・質の高い文化や芸術を鑑賞する機会の充実 ・文化に関して活動し、創造する機会の充実 ・アウトリーチ活動の充実
	(3) 高齢者、障がい者等の文化活動の充実	・高齢者の文化活動の充実 ・障がい者の文化活動の充実 ・誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり
	(4) 子どもたちの文化活動の充実	・子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実 ・学校教育等との連携
	(5) 文化活動への支援	・文化団体等のネットワークづくりへの支援 ・文化活動に対する支援情報の提供 ・新たな支援機能の構築
	(6) 文化施設の充実	・県立文化施設の機能の充実 ・県立文化施設間の相互連携の強化
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7) 文化の担い手の育成及び確保	・文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援 ・文化活動を行うための環境の整備
	(8) 顕彰	・顕彰制度の実施
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9) 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	・三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(10) 文化を生かした地域の活性化	・文化資源を生かしたまちづくりや地域のにぎわい創出の取組の支援
	(11) 文化と観光等との連携	・県立文化施設を中核とした文化観光の推進 ・文化資源を生かした観光振興施策との連携 ・伝統産業・地場産業及び食の産業振興施策との連携
	(12) 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成	・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実 ・子どもたちへの郷土教育の推進 ・郷土の偉人の業績による誇りづくり
	(13) 三重の文化の魅力の発信と交流の推進	・三重の文化に関する情報の発信 ・デジタル技術の活用の推進 ・文化を通じた交流の推進

(4) 計画の推進

- ・ 県民の皆さん、文化団体等、教育機関、事業者等各主体に期待される役割を計画に明記するとともに、県の責務として、各主体、市町と連携し、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・ 成果指標を設定し、毎年度の事業成果について評価・検証し、PDCA サイクルによる進行管理を行います。また、評価・検証にあたっては、第三者評価（外部評価）を活用するため、有識者等による「第2次文化振興計画評価・推進会議（仮称）」を設置します。

5 今後のスケジュール（案）

令和8年	11月	第2回審議会（中間案）
	12月	常任委員会（中間案） パブリックコメント実施、市町への意見照会等
令和9年	2月	第3回審議会（最終案）
	3月	常任委員会（最終案） 知事への答申 教育委員会への意見照会 策定、公表

5 「三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）」（中間案）及び「三重県交通安全条例」の改正（中間案）について

1 検討状況

「三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）」の制定等に向けて、令和8年6月5日開催の第2回「三重県自転車安全利用条例（仮称）」等検討懇話会（以下「懇話会」という。）において条例の素案を示し意見を聴取するとともに、6月の環境生活農林水産常任委員会においてお示したところです。

素案に対するご意見及び9月1日開催の第3回懇話会における委員からのご意見をふまえ、中間案をとりまとめました（別冊1、2）。

2 「三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）」（中間案）の概要

（1）第1章 総則（第1条～第12条）

ア 目的、定義、基本理念、県の責務（第1条～第4条）

自転車及び特定小型原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の安全利用に関する目的や基本理念、県の責務等を定めます。（素案から大きな変更なし）

イ 自転車、特定小型原動機付自転車、自動車等の運転者の責務（第5条～第7条）

自転車等の運転者に対し、法令遵守やヘルメット着用の努力義務等を定めます。

加えて、具体的な危険行為（飲酒運転、スマホ等を使用しながら運転する行為等）が交通事故を引き起こす原因となることを認識する旨や、自転車等の安全利用に必要な知識・技能の習得に加えて、実践するよう努める旨を明記しました。

また、「特定小型原動機付自転車」と「特例特定小型原動機付自転車」では遵守すべき法令の規定が異なることを認識して各々の規定を遵守しなければならない旨の規定を追加しました。

ウ 保護者、学校等、事業者、県民、市町の役割（第8条～第12条）

保護者、学校等、事業者、県民、市町の役割を定めます。

保護者や学校等の役割については、自転車等の安全利用に必要な知識・技能に加えて、「実践する上で保護者・学校等が果たす役割が大きいことを認識する」旨の規定を追加しました。

（2）第2章 自転車等の安全利用（第13条～第16条）

ア 自転車等の安全利用に関する教育等（第13条）

県や保護者、事業者等が行う安全教育等について定めます。

高齢者の事故防止を図るため、その親族又は同居者が安全利用に関する助言を行うよう努める旨の規定を追加しました。

イ 乗車用ヘルメットの着用の促進（第 14 条）

県が必要な措置を講ずるとともに、保護者や事業者等がそれぞれの対象者に対し、ヘルメット着用に関する情報提供や助言等に努める旨を定めます。（素案から大きな変更なし）

ウ 点検及び整備（第 15 条）

運転者や事業者、保護者等が、利用する自転車等の点検・整備に努める旨を定めます。（素案から大きな変更なし）

エ 道路交通環境の整備（第 16 条）

県が市町及び関係行政機関と連携して道路交通環境の整備に努める旨を定めます。素案の県の責務から内容に移行しました。

（3）第 3 章 自転車損害賠償責任保険等（第 17 条～第 19 条）

現行の「三重県交通安全条例」から規定を移行し、自転車の運転者、保護者、事業者、自転車の貸付事業者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けます。また、自転車の小売業者に対し、販売時に購入者の保険加入状況を確認し、未加入者へ情報提供を行うことを義務付けます。

県が必要な措置を講ずるとともに、学校等に加え、通勤に自転車等を利用する従業者がいる事業者にも情報提供に努める旨の規定を追加しました。

**（4）第 4 章 自動車損害賠償責任保険等（第 20 条、第 21 条）、
第 5 章 雑則（第 22 条）**

特定小型原動機付自転車の自動車損害賠償責任保険等への加入義務や、県の財政上の措置について定めます。（素案から変更なし）

3 「三重県交通安全条例」の改正（中間案）の概要

（1）自動車等、自転車運転者の責務（第 4 条、第 5 条）

自転車の運転者の責務は、「三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）」の定めるところによるものとし、規定を委任します。

加えて、特定小型原動機付自転車の運転者の責務も同様の規定を追加しました。

（2）歩行者の責務（第 6 条）

夜間に道路を歩行するときは、反射材用品の着用その他の他者からの視認性を高める措置を講じるよう努める旨を定めます。（素案から大きな変更なし）

（3）自転車損害賠償責任保険等に関する規定の削除（旧第 15 条、第 25 条、第 26 条）

自転車損害賠償責任保険等に関する内容を削除し、「三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）」に定めます。（素案から変更なし）

4 第3回懇話会での主な意見

(1)「三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）」（中間案）

- ・（保護者の役割）として、保護者に未成年者の「模範となること」を求めているが、その役割は保護者だけではないように思う。
- ・保護者の行動が子どもの交通安全意識に大きな影響を与えるという研究結果もあり、保護者が「模範となること」の条文への明記は残してほしい。
- ・運転者は、自転車等の安全利用に必要な「知識・技能」を習得するだけでなく、安全に自転車等を利用するために必要な心構えや考え方が身に付いているか、実行できるかが求められるため、「行動・態度」（※条文では実践に変更）を（運転者の責務）に規定した方がよい。
- ・（運転者の責務）として、知識・技能に加えて「行動及び態度」という文言を盛り込むことは違和感がある。重要なことではあるので、（基本理念）に規定した方が適切ではないか。

(2)「三重県交通安全条例」の改正（中間案）

- ・特になし

5 今後のスケジュール（案）

令和8年10～11月	パブリックコメント実施
12月	常任委員会（条例最終案）
令和9年2月	定例会会議 条例案提出

6 令和8（2026）年版 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書について

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下「条例」という。）第6条第4項に基づき、「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）に係る各取組等の令和7年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 三重県の飲酒運転の現状と課題

令和7年中の飲酒運転による人身事故は、41件と前年と同数となり、年代別にみると20代から40代が全体の6割以上を占めています。

また、飲酒運転違反取締りによる検挙件数については、676件と前年に比べ247件増加し、違反車両別にみると、原付以上（自転車以外）は369件（対前年比▲8件）でしたが、自転車は307件（対前年比+255件）と大幅に増加しています。

発生状況の分析では、「居住地」と「発生場所・違反場所」の地域別の割合に大きな差はなく、当事者の多くが居住地に近い地域で飲酒していることから、「このくらいの距離なら大丈夫」といった認識の甘さが背景にあるものと考えられます。

条例に基づいて規範意識の定着と再発防止に向けて広報啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー運動等に取り組んでいるところですが、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という規範意識の定着がいまだ不十分であることが、飲酒運転による人身事故件数が高止まりしている主な要因であると考えられます。

今後は、本年度策定した「第4次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき、関係機関・団体とより一層連携し、広報啓発や指導取締り等、さまざまな手段・方法により、飲酒運転の根絶に向けた取組を強化していく必要があります。

2 令和7年度の目標達成状況

基本目標の「飲酒運転による人身事故件数」と5つの活動目標のうち、「ハンドルキーパー推進店等の指定等」は、目標を達成できませんでしたが、「企業等における社内教育の実施」、「各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率」、「飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）」および「飲酒運転違反者の受診率」の4つの活動目標については、達成することができました。

目標項目	目標値	実績値	目標達成状況
基本目標			
飲酒運転による人身事故件数	18件以下	41件	0.44
活動目標			
ハンドルキーパー推進店等の指定等	700店以上 (事業所)	692店 (事業所)	0.99
企業等における社内教育の実施	1,500回以上	1,727回	1.00
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	100%	100%	1.00
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）	100%	100%	1.00
飲酒運転違反者の受診率	50%以上	63.7%	1.00

3 基本方針に基づく取組状況等

(1) 飲酒運転防止のための取組

《令和7年度の主な取組》

ア 飲酒運転防止意識の普及徹底

「三重県交通安全県民運動実施要綱」の重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を掲げ、関係機関・団体と連携し、広報啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー運動の普及などに取り組みました。

イ 広報啓発活動の推進

飲酒運転をテーマに実写ドラマ仕立てで作成した啓発動画をコンビニや大学のデジタルサイネージで放映するなど、飲酒運転防止の意識啓発に取り組みました。

ウ 事業者による取組

関係機関・団体では、始業点呼時等におけるアルコールチェッカーを使用した飲酒検知の実施等について事業所への指導を徹底したほか、従業員に対する飲酒運転防止教育の実施、飲酒運転根絶に向けた街頭啓発活動等、さまざまな取組が主体的に行われました。

《令和8年度以降の取組方向》

- ・ 購買情報に基づくターゲティング広告など、新たな手法により飲酒運転防止を図ります。
- ・ 多言語による情報発信や公共交通機関等の利用促進等により、県民の飲酒運転根絶に向けた気運のさらなる醸成を図ります。
- ・ 警察本部では、飲酒運転の検挙状況および交通事故の発生状況の分析に基づいた効果的な指導取締りを推進します。

(2) 教育機関等による教育

《令和7年度の主な取組》

ア 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

- ・ 教育委員会では、教職員に対しては、研修会等で飲酒運転根絶をめざす教育の必要性を説明するとともに、児童・生徒に対しては、保健の学習等において飲酒運転根絶に関する指導を行いました。
- ・ 関係機関・団体では、受講者の年齢に応じた交通安全教室や高齢者講習等により、飲酒運転防止教育を実施しました。

イ 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

運転免許講習等実施機関では、運転免許取得時講習、初心運転者講習等において飲酒運転防止教育を実施しました。

《令和8年度以降の取組方向》

20代を中心とした若年者の飲酒運転が増加傾向にあることから、飲酒可能年齢に達する若年者に対する飲酒運転防止教育を強化するとともに、自転車利用者に対する教育、広報啓発を推進し規範意識の醸成を図ります。

（３）飲酒運転の再発防止のための措置

《令和７年度の主な取組》

ア 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

県に設置している「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」では、92 件の相談を受理し、専門の相談員が、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して積極的な情報提供や助言指導を行い、アルコール依存症に関する受診を促しました。

イ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

警察本部では、運転免許取消処分者講習等において、飲酒運転再発防止のための運転者教育や講習指導員に対する研修を行い、飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

《令和８年度以降の取組方向》

- ・ 相談窓口では、飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促し、飲酒運転防止意識の醸成・定着に向けた助言指導を行います。
- ・ 講習実施機関に対する指導・監督および講習指導員に対する指導を随時行い、指導力の向上を図ります。

（４）飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

《令和７年度の主な取組》

ア 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

違反者のアルコール依存症に関する受診率の向上を図るため、受診義務通知後 60 日を過ぎても報告がない者に行う勧告に加えて、勧告後 40 日を過ぎても報告のない者に対する再勧告を行いました。

その結果、合計受診率は 63.7%（受診報告 186 件/通知 292 件）と過去最高となりました。

イ アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

関係機関・団体では、医療機関と連携した「アルコール関連問題啓発フォーラム」を開催するなど、アルコール依存症の正しい知識の普及と教育を行いました。

《令和８年度以降の取組方向》

- ・ 引き続き、受診義務通知、勧告、再勧告を行い、受診率のさらなる向上に取り組むとともに、相談窓口で飲酒運転違反者や家族等に受診義務の履行を促し、アルコール依存症の早期治療につなげます。
- ・ 指定医療機関のさらなる拡大を図り、受診しやすい環境を整備するとともに、医療機関、自助グループ等の関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と理解の促進に取り組みます。

第1「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の概要

1 はじめに

計画策定の趣旨

飲酒運転の根絶のため、行政や関係団体が連携して飲酒運転^{ゼロ}（ゼロ）をめざす運動を推進するための総合的な取組を定める。

計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

2 目標の設定

基本目標および5つの活動目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

基本目標（飲酒運転による人身事故件数）

令和7年までに18件以下

活動目標

① ハンドルキーパー推進店等の指定等
年間700店（事業所）以上

② 企業等における社内教育の実施
毎年度1,500回以上

③ 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率
毎年度100%

④ 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）
毎年度100%

⑤ 飲酒運転違反者の受診率
令和7年度までに50%以上

飲酒運転^{ゼロ}（ゼロ）へ ～ **STOP!** 飲酒運転 in みえ ～

3 飲酒運転防止のための取組

① 飲酒運転防止意識の普及徹底

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」意識の浸透等

② 広報啓発活動の推進

飲酒運転根絶キャンペーンの展開等

③ 事業者による取組

ハンドルキーパー運動の推進等

規範意識の定着

5 飲酒運転の再発防止のための措置

① 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」の運用等

② 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

講習指導員の資質の向上等

再発防止

4 教育機関等による教育

① 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

学校教育活動を通じた教育、家庭・地域等との連携等

② 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

大学、専門学校等における取組等

6 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症およびその疑いのある者への対策

① 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

飲酒運転違反者への受診義務通知とアルコール依存症の情報提供等

② アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

治療継続の促進のための自助グループ活動支援等

7 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

- 関係機関・団体による県民総ぐるみ運動
- 相談体制の確立
- 積極的な情報提供
- 飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日（12/1）に合わせた取組
- 表彰
- 報告・公表

7 令和8（2026）年版 第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン 年次報告書について

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「差別解消条例」という。）第11条第5項に基づき、「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（計画期間：令和6年度～令和9年度）に掲げる各施策の令和7年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 数値目標の達成状況について

目 標 項 目		2024年度 上:目標値 下:実績値	2025年度 上:目標値 下:実績値	目標達成 状況
人権啓発および人権教育の推進	県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数	43,200 人	44,600 人	100.7%
		44,195 人	44,922 人	
	学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	94.7%	97.3%	97.0%
		94.0%	94.4%	
差別その他の人権問題を解消するための施策の推進	人権に係る相談体制の充実に向けた取組	相談体制 の充実	相談体制 の充実	達成
		相談体制 の充実	相談体制 の充実	

2 各施策体系における主な取組実績

（1）人権啓発および人権教育の推進

①人権啓発拠点機能の利活用

三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施したほか、展示パネル「部落差別のない社会へ」を作成しました。また、令和6年度に策定した常設展示室のリニューアルに向けた基本方針をふまえ、具体的な展示の内容を示した基本計画を策定しました。

②人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進

学校において個別的な人権問題に対する取組が積極的に実施されるよう、授業公開や研究発表等を行い、実践研究校等の取組成果を県内全体に広め、各校の人権教育の推進を図りました。

（２）差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

①相談員の専門性強化

県民からの相談に的確に対応できるよう、県人権センターに人権相談員を配置するとともに、令和５年度から臨床心理士等のアドバイザーを配置し、ケース検討会を実施しました。また、隣保館をはじめとする各種相談機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」（１２講座）を開催し、資質向上を図りました。（延べ５３３名参加）

②差別事象等が発生した場合の適切な対応

差別事象・人権侵害が発生した場合は、国、市町、関係機関等と連携し、被害者の意向を確認しながら、差別行為や人権侵害に及んでしまった人に聴き取りを行い、当該事象発生の原因、背景等を確認し、人権課題について理解を深められるよう継続的に働きかけました。

（３）課題別施策の推進

①宅建業における人権問題に関する指針の周知

差別事象が発生した場合の報告を事業者の責務とすることなどを規定した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」について、業界団体を通じて県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体が実施する研修会等でも周知を図りました。（研修会等受講者数８８８名）

②子ども条例に関する啓発

「三重県子ども条例」（令和７年３月改正）の内容や子どもの権利について、大人も子どももわかりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、県内の全小学校・中学校・高等学校や子ども食堂等に配布して、啓発に取り組みました。

③障がい者の雇用の促進

三重労働局と連携して、職員が法定雇用率未達成企業を訪問し、企業のトップに障がい者雇用への理解を働きかけるとともに、大型商業施設でのイベント等により障がい者雇用制度の周知を行いました。（訪問企業数約１６６社）

④多言語による外国人相談

外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）において、１１言語で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました。加えて、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、ケース検討会を実施しました。（相談件数：２，２８８件、うち専門相談：７６件）

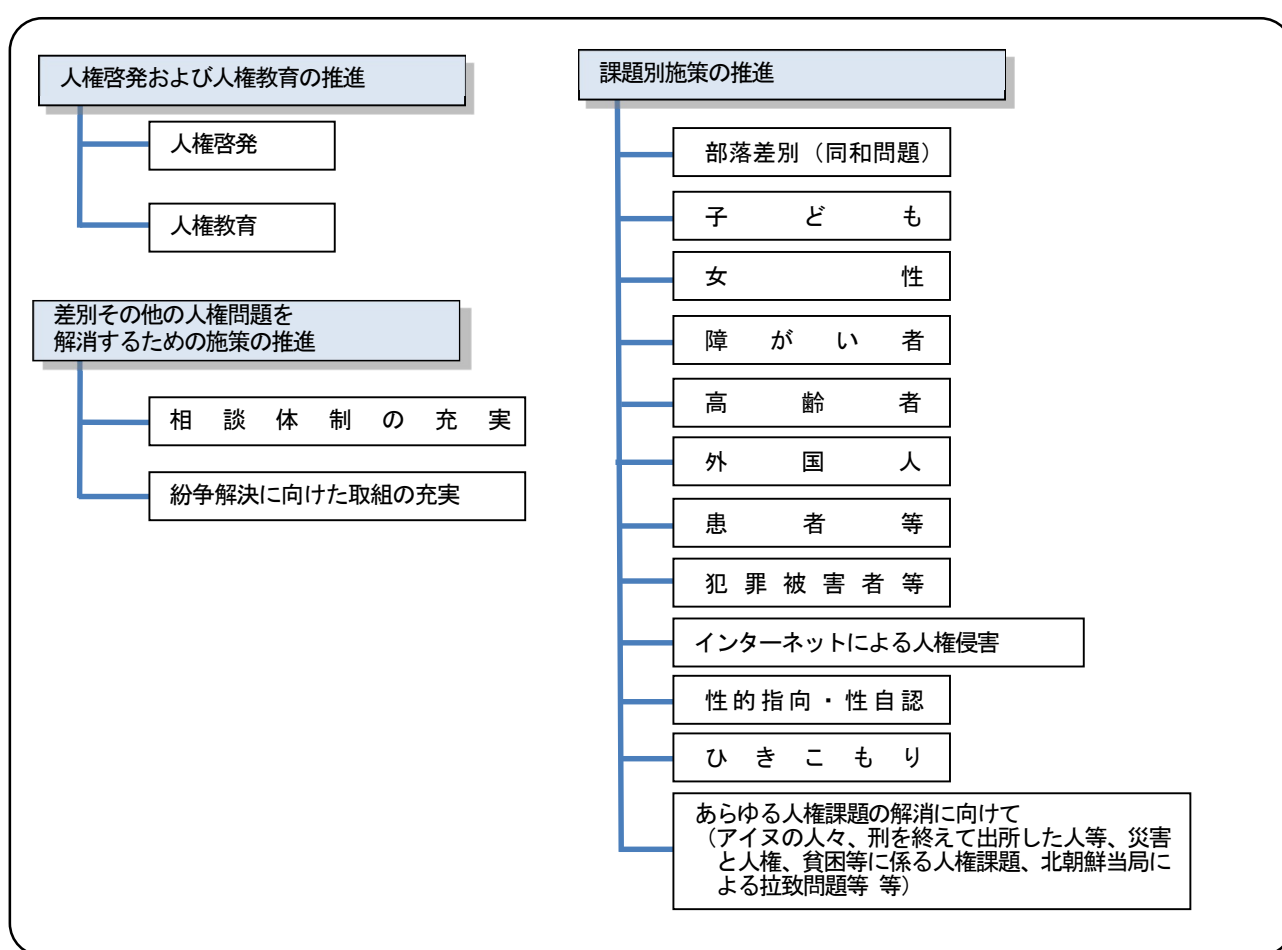
⑤インターネット上の人権侵害への対応

インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見するため、ネットモニタリング事業を実施し、可能なものはプラットフォーム事業者に対して削除要請等を行うとともに、人権侵害情報の速やかな削除のため、必要な指導を行いガイドラインの充実を図るよう国へ要望しました。また、市町に対してモニタリングの実施を働きかけるとともに、差別的な書き込みの削除要請の取組が広がるよう説明会を開催しました。（差別的な書き込みの把握件数：１，０７９件）

3 今後の取組について

- ・引き続き市町、関係機関等と連携し、人権啓発及び人権教育を推進します。
- ・また、差別を受けた県民からの相談への的確な対応及び不当な差別に係る紛争解決の援助等に取り組むため、相談員の資質向上を図るとともに、必要に応じて適切な相談機関を紹介したり、関係機関で協議したりするなど丁寧に対応します。
- ・インターネット上の人権侵害については、差別的な書き込み防止に向け、啓発を行うとともに、ネットモニタリングにより差別的書き込みを早期に発見し、削除要請を行っていきます。インターネット上の人権侵害への対応を強化するため、差別解消条例の改正の検討を進めます。
- ・現在も根強く残る部落差別の解消に向けた取組を強化するため、部落差別解消条例(仮称)の制定等を進めます。

【「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」施策体系図】



8 「部落差別解消条例（仮称）」（素案）及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正（素案）について

1 検討状況

「部落差別解消条例（仮称）」の制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正に向けて、第2回「部落差別解消条例（仮称）」制定等に向けた検討会（以下「検討会」という。）で委員からいただいた意見をふまえ、条例の素案を作成し、令和8年7月23日開催の第3回検討会で委員から意見を聴取しました。

また、同年8月24日に第1回人権施策審議会を開催し、条例の素案についての意見交換が行われました。

2 部落差別解消条例（仮称）素案の概要（別紙1）

（1）目的（第1条）

部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とします。

（2）定義（第2条）

被差別部落、被差別部落出身者等、部落差別などの用語を定義します。

（3）基本理念（第3条）

部落差別は個人の基本的な人権を侵害するものであり、何人も部落差別を行ってはならないとの理念にのっとり、部落差別の解消に向けて、県、市町、県民及び事業者が相互に連携し、それぞれがその役割を果たすことにより、部落差別のない社会の実現が図られなければならない旨を規定します。

（4）差別等の禁止（第4条・第5条）

① 部落差別等の禁止

部落差別、特定の地域が被差別部落であることを摘示する行為、部落差別助長・誘発行為を禁止します。

② 身元調査・土地調査の禁止

部落差別につながる身元調査・土地調査を禁止します。

（5）県の責務（第6条）

県は、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずる旨を規定します。

また、県は、部落差別の解消に関する施策を推進するに当たっては、国、市町、関係機関等と連携するほか、市町と連携して、部落差別の解消に向けた教育を推進する旨を規定します。

（6）市町の役割（第7条）

市町における部落差別の解消に向けた施策の実施や県が行う相談対応等に関し、県と市町との連携強化を図るための規定を検討します。

（7）県民の責務（第8条）

県民は、部落差別の解消に向けてそれぞれの立場において主体的に行動し、必要な役割を果たすよう努めるほか、県及び市町が実施する部落差別の解消に関する施策に協力する旨を規定します。

また、県民は、県が通報に基づき実施する調査、相談を受けた事案に関して実施する対応等に協力する旨を規定します。

(8) 事業者の責務（第9条）

事業者は、県及び市町が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するほか、従業員及び顧客の人権意識の高揚を図ることその他必要な取組を行うよう努める旨を規定します。

また、事業者は、就職差別の解消に向けて、従業員の採用を公正に行うことを推進するほか、県が通報に基づき実施する調査、相談を受けた事案に関して実施する対応等に協力する旨を規定します。

(9) 特定電気通信役務提供者の責務（第10条）

特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者）は、インターネットを通じて行われる部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努める旨を規定します。

また、特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、部落差別等が行われていると知った場合、送信防止措置を講ずる旨を規定します。

(10) 県の公務員の責務、県と市町との協働（第11条・第12条）

県の公務員の責務及び県と市町との協働について、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」と同趣旨の規定を設けます。

(11) 県への通報等（第13条から第16条まで）

- ① 部落差別が行われたことを知った者、身元調査若しくは土地調査の対象となった者又はこれらの調査が行われたことを知った者は、県に通報することができる旨を規定します。
- ② 知事は、①の通報を受けたときは、当該通報に係る事実関係について調査を行い、必要に応じて、部落差別を行った者又は身元調査若しくは土地調査を行った者に対し、指導又は助言を行う旨を規定します。
- ③ 知事は、部落差別を行った者又は身元調査若しくは土地調査を行った者が、②の指導又は助言に正当な理由なく従わないときは、当該指導又は助言に従うよう勧告することができる旨を規定します（勧告を行った場合、必要な事項を一般に公表）。

(12) 相談体制及び紛争解決体制（第17条・第18条）

部落差別又は身元調査若しくは土地調査が行われた場合における相談体制及び紛争解決体制（助言、説示及びあっせんの申立て）について、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の第12条から第17条を適用する旨を規定します。

(13) 教育及び啓発（第19条）

県は、市町、関係機関等と連携し、学校教育等を通じて、人権尊重の理念を体得させ、部落差別の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むために必要な教育を積極的に行うほか、部落差別の発生を防止するために必要な啓発を積極的に行う旨を規定します。

(14) インターネットを通じて行われる部落差別等の防止（第20条）

県は、インターネット上において、部落差別等に係る侵害情報があることが明らかであり、その必要があると認めるときは、あらかじめ、三重県人権施策審議会の意見を聴いた上で、特定電気通信役務提供者に対して削除要請を行うことができる旨を規定します。

また、部落差別等に係る侵害情報の削除の要請を受けた特定電気通信役務提供者は、速やかに、当該部落差別等に係る侵害情報の削除を行うよう努める旨を規定します。

3 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の改正素案の概要（別紙2）

（1）第1章 総則

ア 不当な差別の定義（第2条）

部落差別の定義に関する議論の経過をふまえ、不当な差別に「事実かどうかを問わず、人種等の属性があると判断したことを理由として行う差別」が含まれることを明確にする文言を追加します。

イ 基本理念（第4条）

項を追加し、不当な差別の助長・誘発行為の防止を図る旨の規定の追加を検討します。

ウ 県民・事業者の責務（第6条・第7条）

項を追加し、県が相談を受けた事案に関して実施する対応等に協力する旨を規定します。

エ 市町の役割（第10条の2）

条を追加し、市町における人権施策の実施や県が行う相談対応等に関し、県と市町との連携強化を図るための規定を検討します。

（2）第4章 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策

ア 人権侵害行為による被害の救済（第20条）

項を追加し、インターネット上を通じて行われる人権侵害行為による被害の迅速な救済が図られることの重要性に鑑み、当該被害の救済を図るために必要な支援を行う旨を規定します。

イ インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止（第23条）

項を追加し、県は、インターネット上において、侵害情報があることが明らかであり、その必要があると認めるときは、あらかじめ、三重県人権施策審議会の意見を聴いた上で、特定電気通信役務提供者に対して削除要請を行うことができる旨を規定します。

ウ インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止（第25条・第25条の2）

削除要請に係る三重県人権施策審議会の意見聴取を迅速に行うことができるよう、合議体による審査を実施するために必要な規定を整備します。

4 第3回検討会での主な意見

（1）部落差別解消条例（仮称）

ア 被部落差別の定義

- ・被差別部落の定義を「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害され、又は阻害されていた地域」としているが、漠然としている。条文はこのままでよいが、逐条解説において、周囲から忌避されてきた地域であることなど、被差別部落についてももう少し明確にする必要がある。

イ 被差別部落を摘示する行為

- ・被差別部落を摘示する行為の禁止を部落差別の禁止とは別で規定しているが、摘示行為も部落差別であると整理したほうがよいのではないかと。

ウ 教育・啓発

- ・教員による部落差別事象をふまえると、部落差別の解消に関し、県職員や教員（私立学校を含む。）に対する研修の実施も規定したほうがよいのではないかと。

エ インターネット上の侵害情報の削除要請

- ・インターネット上では、特定の地域について、被差別部落であるとして侮辱する（あるいは貶める）内容の投稿が見られるので、削除要請の対象に「特定の地域を貶めようとするもの」も含めたほうがよい。

（２）差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の改正

ア 不当な差別の助長・誘発の防止

- ・差別的言動を助長するような偽情報や誤情報の拡散が問題となっていることをふまえると、対象となる行為を明確にしたうえで、不当な差別の助長・誘発行為を禁止するとよいのではないか。

（３）共通事項

ア インターネット上の侵害情報の削除要請

- ・県からプロバイダーへの削除要請について、審議会の意見を聴くものとしているが、削除要請は迅速に行うほうがよいので、審議会の意見を聴くことは省略し、条例の規定を根拠に削除要請することも可能ではないか。
- ・一方で、県が発信者に対して削除要請（命令）をするのであれば、審議会の意見を聴く仕組みがよい。

イ 実効性を高める対応について

- ・制裁的公表については、事業者名の公表に限定したら可能ではないか。個人名の公表は、かえって県が加害者になる危険性がある。
- ・刑罰については慎重にしてほしい。刑罰や秩序罰（過料）は立法事実が弱く、一足飛び感が否めないため、附則で検討事項に挙げるのが限界ではないか。

５ 第１回人権施策審議会での意見交換

第１回人権施策審議会では、インターネット上の人権侵害情報の削除要請に係る制度設計について、委員から質問がありました。

６ 今後のスケジュール（案）

令和９年 １～２月	三重県人権施策審議会（条例中間案）
３月	常任委員会（条例中間案） パブリックコメント実施
５月	三重県人権施策審議会（条例最終案）
６月	常任委員会（条例最終案）
９月	定例会会議 条例案提出

「三重県部落差別解消条例(仮称)」素案(概要)

別紙1

構成 ○前文 ○総論(目的、定義、基本理念、差別の禁止など) ○各主体の責務・役割 ○実効性を高める対応 ○相談体制等 ○インターネットを通じて行われる部落差別等の防止

総論

目的(第1条)	○部落差別の発生防止・解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する。
定義(第2条)	○被差別部落：歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害され、又は阻害されていた地域 ○被差別部落出身者等：①被差別部落において出生した個人、②被差別部落に居住し、又は居住していた個人 ③本籍地が被差別部落にあり、又はあった個人 ※「個人」には、その親族を含む。 ○部落差別：①被差別部落出身者等であること(事実であるかどうかを問わない。)を理由とする <u>差別、排除、制限</u> 、②特定の地域が被差別部落であること(事実であるかどうかを問わない。)を理由として、 <u>不動産取引を拒む、当該地域を避けようとする意思を表明する</u> など ○身元調査：特定の個人が被差別部落出身者等であるかどうかを調査すること。 ○土地調査：特定の地域が被差別部落であるかどうか又は被差別部落であったかどうかなどを調査すること。
基本理念(第3条)	○部落差別は個人の基本的人権を侵害するものである。 ○部落差別の解消に向けて、県、市町、県民及び事業者が相互に連携し、役割を果たすことにより、部落差別のない社会の実現が図られなければならない。
差別の禁止(第4条)	○ 部落差別の禁止 ○ 摘示行為の禁止 ○ 部落差別を助長し、又は誘発する行為(摘示行為に該当しないもの)の禁止 ※全てインターネット上の行為を含む。
身元調査・土地調査の禁止(第5条)	○婚姻、就職、図書等の頒布、不動産取引に際しての情報収集を目的とする身元調査・土地調査の禁止 ○被差別部落の所在地の一覧表等の提供など、他人による身元調査・土地調査への協力(他人への教示)を禁止

各主体の責務・役割

- 県の責務(第6条)：部落差別の解消に関し、必要な施策を講ずる。施策の推進に当たっては、国、市町、関係機関等と連携する。
○市町の役割(第7条)：部落差別の解消に向けた施策の実施等に関し、県と市町との連携強化を図るための規定を検討。
○県民の責務(第8条)、事業者の責務(第9条)：県が実施する調査(相談事案及び差別事案に係る調査)に協力する。
○特定電気通信役務提供者の責務(第10条)：インターネット上の部落差別等に係る情報について送信防止措置を講ずる。

実効性を高める対応

県への通報(第13条)	○部落差別行為について知った者、身元調査・土地調査の対象となった者、これらの調査について知った者は、県に通報することができる。
指導・助言(第14条)	○県は、通報を受けた場合は、調査し、指導又は助言を行う。
勧告(第15条)	○県の指導・助言に正当な理由なく従わない場合や、県民又は事業者が調査に正当な理由なく協力しない場合は、勧告することができる。
公表(第16条)	○勧告を行った場合、必要な事項を公表する。

相談体制等(第17条及び第18条)

○相談体制・紛争解決体制について、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の第12条～第17条を適用する。

インターネットを通じて行われる部落差別等の防止

削除要請(第20条)	○インターネット上の部落差別等に係る情報(以下の①～④の侵害情報)について、あらかじめ、 <u>三重県人権施策審議会の意見を聴いた上で</u> 、特定電気通信役務提供者に対し、 <u>削除の要請を行うことができる</u> 。 ①被差別部落出身者等であることを理由とする <u>差別、排除、制限</u> に係るもの ②県内の特定の地域が被差別部落であることを理由として、 <u>当該地域を避けようとする意思を表明するもの</u> ③県内の特定の地域が被差別部落であることを識別することを可能とする情報を摘示するもの ④被差別部落又は被差別部落出身者等に関し、 <u>虚偽の風説又は偏見を生じさせる事実を流布させることその他部落差別を助長し、又は誘発するもの</u> (③に該当しないもの) ○削除要請を受けた特定電気通信役務提供者は、速やかに、当該部落差別等に係る侵害情報の削除を行うよう努める。
------------	--

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」改正条例 素案（概要）

別紙2

構成 ○前文 ○第1章 総則 ○第2章 人権施策基本方針 ○第3章 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備
○第4章 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策 ○第5章 三重県人権施策審議会 ○第6章 雑則 ○附則

1 総則の改正

(1)定義(不当な差別)の見直し(第2条)	○不当な差別に「 <u>事実かどうかを問わず、人種等の属性があると判断したことを理由として行う差別</u> 」が含まれることを明確にする文言を追加する。 ※「 <u>三重県部落差別解消条例(仮称)</u> 」において、部落差別の定義及びその禁止を規定することに伴い、 <u>同条例との調整規定(ブリッジ規定)</u> を設ける。
(2)不当な差別の助長・誘発行為の防止(第4条)	○不当な差別を助長し、又は誘発する行為の防止を図るための規定の追加を検討。
(3)県民・事業者の責務の見直し(第6条及び第7条)	○県民・事業者の責務として、県が実施する調査(相談事案及び差別事案に係る調査)に協力すべき旨の規定を追加する。
(4)市町の役割の追加(第10条の2)	○人権施策の実施等に関し、県と市町との連携強化を図るための規定を検討。

2 インターネット上の人権侵害への対応に係る改正

人権侵害情報の削除要請(第20条、第23条第25条、第25条の2)	①インターネット上の人権侵害情報(以下のア～ウ)について、あらかじめ、 <u>三重県人権施策審議会の意見を聴いた上で</u> 、特定電気通信役務提供者に対し、 <u>削除の要請を行うことができる</u> 旨の規定を追加する。 ア 特定の個人又は特定の個人により構成される集団に対する <u>不当な差別その他の人権侵害行為</u> に係るもの イ 共通の人種等の属性を有する不特定多数の者に対して当該人種等の属性を理由として人権侵害行為をすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が <u>当該人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示するもの</u> ウ 不当な差別を助長し、又は誘発するもの(イに該当しないもの) ②インターネット上の人権侵害行為による <u>被害を受けた者に対する支援に係る規定</u> を追加する。 ③削除の要請に関し、三重県人権施策審議会の意見聴取を迅速に行うことができるよう、 <u>合議体(部会等)による審査を実施するために必要な規定の整備</u> を行う。
-----------------------------------	--

※ その他所要の規定の整備を行う。

9 令和8（2026）年版 三重県男女共同参画年次報告書について

「三重県男女共同参画推進条例」第12条および「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」第10条の規定に基づき、「第3次三重県男女共同参画基本計画」（計画期間：令和3～12年度）に基づく第一期実施計画（計画期間：令和3～8年度）に係る施策の令和7年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 重点事項の進捗状況について

第3次三重県男女共同参画基本計画では次の5つを重点事項と設定して、第一期実施計画において取り組んでいるところです。令和7年度の実績値は、下表のとおりです。

重点事項	目標項目	実績値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)
① あらゆる分野における女性活躍の推進	女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数	532団体	546団体
② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①県・市町の審議会等における女性委員の割合 ②県の管理職に占める女性職員の割合	①29.0% ②16.9%	①31.2% ②18.1%
③ 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進	①性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合 ②性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数	①19.2% ②28市町	①15.0% ②29市町
④ 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進	女性防災人材の育成人数（累計）	637人	665人
⑤ 男女共同参画を阻害する暴力に対する取組	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	4,084人	4,100人

2 各重点事項における主な取組実績と今後の取組方向について

(1) 重点事項① あらゆる分野における女性活躍の推進

【主な取組実績（令和7年度）】

- ・ジェンダーギャップの解消に向け、性別にかかわらず誰もが活躍できる職場環境となるよう、企業トップ・リーダー層の意識変革を目的とした先進企業見学会及びワークショップ、企業トップの熱い思いを見える化する「本気宣言」、先進取組を水平展開するためのフォーラム、働く女性のキャリア継続とキャリアアップをめざしたロールモデルとの交流会を実施しました（企業見学会：32社42名、宣言数：18宣言・累計73宣言、フォーラム参加者数：230名、交流会参加数：60社66名）。
- ・また、常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対して専門アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援しました（支援数：10社）。
- ・これらの取組を、県内企業・団体で構成する「輝くみえのミライ☆三重県会議」等と連

携して実施しました（令和7年度末合計：638団体）。

【今後の主な取組方向（令和8年度以降）】

- ・職場でのジェンダーギャップの解消や誰もが活躍できる環境に向け、意思決定の場への女性の参画、長時間労働などの男性中心型労働慣行の見直し、仕事と子育て・介護の両立など、誰もが個性と能力を発揮できる環境整備を継続的に進める必要があります。
- ・企業トップ・リーダー層を対象とした意識変革と行動変容を促すワークショップ、働く女性を対象とした階層別の講座やロールモデル交流会、近い将来働き手となる若年層とその保護者を対象とした性別による無意識の思い込みの解消に向けた啓発を行います。

（2）重点事項② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【主な取組実績（令和7年度）】

- ・県の審議会等において、女性委員の割合が委員総数の40パーセント以上60パーセント以下となるよう現状を共有して庁内各部局に働きかけるとともに、女性割合が低い県の審議会等の改選時には、事前協議をするなど女性委員の選任を働きかけました。

【今後の主な取組方向（令和8年度以降）】

- ・県の審議会等の改選に先立って女性委員の選任を働きかけるとともに、女性職員の管理職への登用など、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

（3）重点事項③ 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進

【主な取組実績（令和7年度）】

- ・県民の皆さんの男女共同参画意識の向上を図るため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、フォーラムや講演会等を開催しました（フォーラム参加者数：227名）。
- ・性の多様性への理解促進と環境づくりを進めるため、企業を対象とした研修の開催、職員ガイドラインの改定、LGBTQ等当事者などを対象とした電話・SNS相談を実施したほか、三重県パートナーシップ宣誓制度の利便性を図るため、民間企業と連携して利用先を拡充しました（相談件数：106件、利用先拡充：11件）。

【今後の主な取組方向（令和8年度以降）】

- ・男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方が浸透するよう、各種講演会等の開催を通して引き続き普及啓発に取り組みます。
- ・LGBTQ等当事者が安心して暮らせる環境整備の充実に向けて、企業等の取組を促す研修、性の多様性の悩みに対する電話・SNS相談、パートナーシップ宣誓制度の利用先の拡充等に取り組みます。

(4) 重点事項④ 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進

【主な取組実績（令和7年度）】

- ・「みえ防災コーディネーター」の育成に取り組み、53名のうち18名の女性を認定するとともに、「医療・看護」「保健・福祉・介護」分野で活躍する人材を対象とした防災研修を実施しました（修了者数：30名のうち女性22名）。
- ・県内の自主防災組織の中核を担う人材を対象に、男女共同参画の視点を取り入れた組織運営や、多様な視点に立った避難所運営など、地域防災力向上に関する「自主防災組織リーダー研修」を開催しました（実施回数：3回 参加者：のべ115名）。

【今後の主な取組方向（令和8年度以降）】

- ・女性防災人材を育成するとともに、「三重県避難所運営マニュアル策定指針（令和6年度改定）」に基づき、女性やLGBTQ等当事者など多様な方に配慮した避難所運営が行われるよう市町と連携して取り組みます。

(5) 重点事項⑤ 男女共同参画を阻害する暴力に対する取組

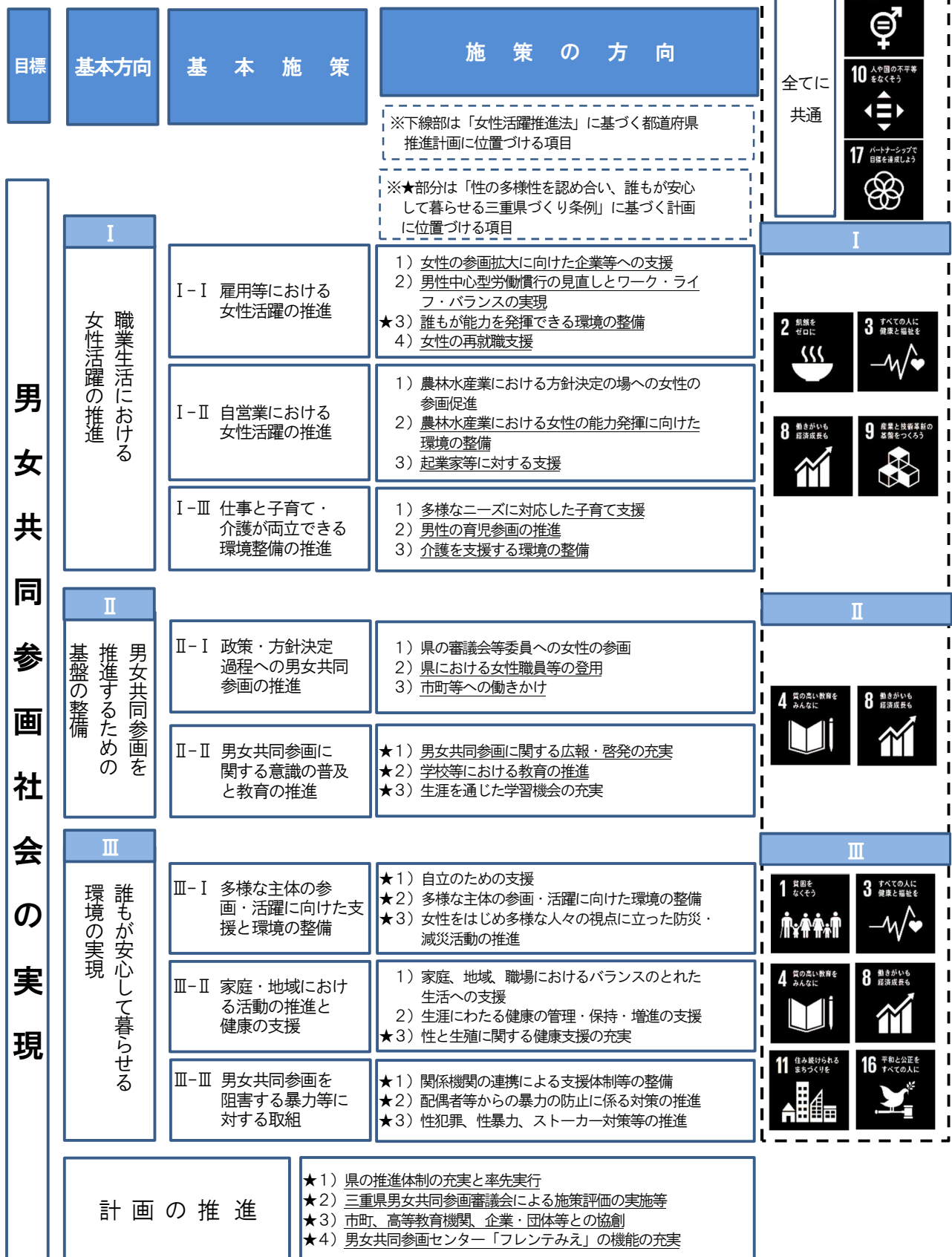
【主な取組実績（令和7年度）】

- ・性暴力のない安全・安心な社会の実現をめざし、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を令和7年10月に制定しました。
- ・性犯罪・性暴力被害者を支援するワンストップ相談窓口「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなどを関係機関と連携しながら実施しました（相談件数：638件）。また、「よりこ」の認知度向上及び性被害防止に関する理解促進に向けて、出前講座を実施しました（受講者数：667名）。

【今後の主な取組方向（令和8年度以降）】

- ・「三重県性暴力の根絶をめざす条例」に定める施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。
- ・被害者支援や被害防止について県民の皆さんの理解促進や、性暴力の根絶に向けた機運醸成を図るため、「よりこ」の相談・支援体制の充実や県民向けの出前講座に取り組みます。

第3次三重県男女共同参画基本計画 体系図



第一期実施計画における第3次基本計画の重点事項

第3次基本計画の重点事項	第一期実施計画における主な取組	目標項目の現状値・目標値
①あらゆる分野における女性活躍の推進	○女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の策定支援や女性が活躍できる職場環境づくり ○働く場における女性リーダーの育成に向けた講座等の実施	女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数 【目標値】 546 団体（令和8年度） 【実績値】 532 団体（令和7年度）
②政策・方針決定過程への女性の参画拡大	○県の審議会等における女性の参画促進および市町審議会への女性の参画に向けた働きかけ ○女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づく、県の管理職への女性の登用促進	①県・市町の審議会等における女性委員の割合 ②県の管理職に占める女性職員の割合 【目標値】 ①31.2%（令和8年度） ②18.1%（R8.4.1） 【実績値】 ①29.0%（令和7年度） ②16.9%（R7.4.1）
③男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進	○男女共同参画および性の多様性に関する広報・啓発活動 ○男女共同参画および性の多様性に関する理解促進に向けた、県民向けの講座・イベント等の開催	①性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合 ②性の多様性に関する取組方針をもとに施策を推進する市町数 【目標値】 ①15.0%（令和8年度） ②29 市町（令和8年度） 【実績値】 ①19.2%（令和7年度） ②28 市町（令和7年度）
④女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進	○女性防災人材育成講座等の開催 ○多様な人々の視点を反映した「避難所運営マニュアル策定指針」の県内各地域への水平展開	女性防災人材の育成人数（累計） 【目標値】 665 人（令和8年度） 【実績値】 637 人（令和7年度）
⑤男女共同参画を阻害する暴力に対する取組	○各種広報媒体を活用した相談窓口や各種支援制度の情報提供 ○関係機関の連携強化による、被害者等への支援体制の充実	「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計） 【目標値】 4,100 人（令和8年度） 【実績値】 4,084 人（令和7年度）

10 「第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」（最終案）について

1 検討状況

令和8年6月の環境生活農林水産常任委員会でお示ししました「第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」中間案について、その後、パブリックコメントを実施するとともに、県内市町に意見照会を行いました。

令和8年8月に三重県男女共同参画審議会を開催し、有識者等からご意見をいただき、最終案をとりまとめました（別紙1、別冊3）。

2 パブリックコメントの結果

（1）意見募集期間

令和8年6月25日（木）から令和8年7月24日（金）まで

（2）意見数

5件（3名）

（3）意見の概要と県の考え方

別紙2のとおり

（対応区分）反映する : 2件

反映済 : 2件

参考にする : 1件

3 中間案からの主な変更点

パブリックコメントの結果及び新たな国の動向等をふまえた、中間案からの主な変更点は次のとおりです。

- ・国の動向について、令和8年6月に策定された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」を追記（別冊3 P8）
- ・女性のキャリア支援だけでなく男性の働き方の見直しの実現に取り組むという意図がより伝わるよう修正（別冊3 P24）

4 今後のスケジュール（案）

基本計画の改定については、「三重県男女共同参画推進条例」第8条に基づき議会の議決が必要なことから、11月定例会議への基本計画改定案の提出をめざし、引き続き検討を進めます。

また、今年度中に、改定後の基本計画に基づいた第二期実施計画を策定します。

令和8年10月 審議会からの答申

11月 定例会議 基本計画改定案提出

12月 常任委員会（実施計画・中間案）

パブリックコメント実施（実施計画・中間案）

令和9年 3月 常任委員会（実施計画・最終案）

策定・公表（実施計画）

第3次三重県男女共同参画基本計画 改定版（最終案）の概要

別紙 1

計画の位置づけ

次の法律および条例に基づき策定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策等について定める計画

- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- ・三重県男女共同参画推進条例
- ・性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

計画期間

現行：令和3年度から
令和12年度まで（10年間）
改定：令和9年度から
令和12年度まで（4年間）

改定の趣旨

男女共同参画をめぐる現状と課題、計画策定後の社会情勢や国の動向、県の新たな取組をふまえ、男女共同参画社会の実現が図られるよう改定を行う

改定の背景

【社会情勢】

- ・人口減少の進行
- ・若者の意識・価値観の変化
- ・テクノロジーの急速な進展 等

【国の動向】

- ・女性活躍推進法の改正（R7.6）
- ・第6次男女共同参画基本計画の策定（R8.3）
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定（R5.6）および同法に基づく基本計画の策定（R8.6）
- ・独立行政法人男女共同参画機構法の制定および男女共同参画社会基本法の改正（R7.6）

【県の新たな取組】

- ・三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略の策定（R8.3）
- ・三重県性暴力の根絶をめざす条例の制定（R7.10）

基本理念

- 日本国憲法 「個人の尊重」「法の下での平等」
- 男女共同参画社会基本法 5つの基本理念
 - ・男女の人権の尊重
 - ・社会における制度又は慣行についての配慮
 - ・国際的協調
 - ・家庭生活における活動と他の活動の両立
 - ・政策等の立案及び決定への共同参画

めざす姿

- 男女共同参画社会の実現
- ・誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）
- ・女性や若者に選ばれる持続可能な地域

現行の基本方向

I
職業生活における
女性活躍の推進

II
男女共同参画を
推進するための
基盤の整備

III
誰もが安心して
暮らせる環境の
実現

※性の多様性に関する施策は
I、II、IIIに点在

現状と課題

●働く場や家庭にジェンダーギャップが存在

- ・男女間の賃金格差（R7）
男性を100とした場合
女性 73.6 ※全国47位
- ・女性の非正規雇用比率
58.0%（R4） ※全国2位
- ・夫婦の役割分担で家事・育児を主に妻が担う家庭の割合（R6）
家事：86.3%
育児：65.3%

●固定的な性別役割分担意識が根強く残る

- ・県の審議会等委員に占める女性の割合
32.0%（R2）→33.6%（R7）
- ・性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合
23.3%（R1）→16.2%（R6）

●暮らしと安全を脅かす事態への備えが必要

- ・防災会議の女性委員割合
12.5%（R3）→19.7%（R7）
- ・DV被害を相談・連絡しなかった、できなかった割合
50.9%（R6）

●性の多様性を尊重する社会に向けてさらなる取組が必要

- ・性の多様性に関する相談件数
18件（R2）→106件（R7）

新しい基本方針

I
職業生活における
ジェンダーギャップの
解消

II
男女共同参画を
推進するための
基盤の整備

III
誰もが安心して
暮らせる環境の
実現

IV
性の多様性を
尊重する社会の
実現

基本施策

I-i アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消等の意識変革と行動変容の推進

I-ii 働きやすい環境整備と働き方の多様な選択肢の提供の推進

I-iii 子育て・介護等と仕事が両立できる環境整備の推進

II-i 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

II-ii 様々なアンコンシャス・バイアス等に気づき男女共同参画を促進する意識の普及と教育の推進

III-i 様々な困難を抱える人々への支援と多様な視点に立った災害への備えの推進

III-ii 生涯を通じた健康への支援

III-iii 男女共同参画を阻害する暴力等の根絶と被害者支援の充実

IV-i 性の多様性に関する理解の増進

IV-ii LGBTQ等の当事者が安心して暮らせる環境整備の充実

施策の方向

- 1 企業等への意識変革の働きかけ
- 2 女性のキャリア形成と人材育成の支援
- 3 農林水産業をはじめ女性の参画が少ない業種における女性活躍の促進

- 1 誰もが働きやすい環境の整備と働き方の多様な選択肢の提供の促進
- 2 女性の再就職や起業等の支援

- 1 多様なニーズに対応した子育て支援
- 2 子育てできる環境整備の支援
- 3 介護と仕事が両立できる環境整備の支援

- 1 県の審議会等委員への女性参画の拡大
- 2 県における女性職員等の登用
- 3 市町等への働きかけ

- 1 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
- 2 学校等における教育の充実
- 3 生涯を通じた学習機会の充実

- 1 自立のための支援
- 2 多様な主体の参画・活躍に向けた環境整備の充実
- 3 多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進

- 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
- 2 性と生殖に関する健康支援の充実

- 1 関係機関の連携による被害者支援の充実
- 2 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の充実
- 3 性暴力の根絶に向けた取組の充実

- 1 性の多様性の理解の増進に向けた啓発
- 2 多様な生き方を認め合う社会づくりの推進

- 1 相談体制の拡充と相談支援の充実
- 2 性のあり方にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境整備の充実

別紙 2

「第3次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」中間案に対するご意見と県の考え方

- 1 意見募集期間：令和8年6月25日（木）から令和8年7月24日（金）まで
- 2 意見数：5件
- 3 意見の内容及び意見に対する県の考え方：下表のとおり

対応区分

- ① 反映する：意見や提案内容を反映させていただくもの（2件）
- ② 反映済：意見や提案内容がすでに反映されている（含まれている）もの（2件）
- ③ 参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの（1件）
- ④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの（0件）

N o	該当 箇所	意見の内容	対応 区分	意見に対する県の考え方
1	全般	男女雇用機会均等法の制定から40年以上、男女共同参画社会基本法の制定から25年以上が経過し、以前と比べて一定の改善は見られます。しかし、職場・地域・家庭において、固定的な性別役割分担意識をはじめとするジェンダーバイアスは依然として根強く残っていると感じています。 本計画の基本政策に掲げている「めざす姿」には強く共感します。 個人の意識変革は容易ではありませんが、若い世代はもとより、あらゆる世代の方が性別という障壁なく生きられる社会の実現に向けて、多角的な啓発・教育を粘り強く継続していただくようお願いします。	②	誰もが暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）と、女性や若者に選ばれる持続可能な地域の実現につながるよう、あらゆる世代の意識変革に粘り強く取り組んでまいります。
2	全般	国は「2020年代の早期に指導的地位に占める女性割合30%」を目標として掲げていますが、現状では十分に進んでいないと感じています。 本計画において「政策・方針決定過程への女性参画拡大」が重点事項として位置づけられていますが、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画を加速化することは、社会全体のジェンダーギャップ解消にも直結すると考えます。実効性のある取組を推進し、加速化していただきたいと思います。	②	政策・方針決定過程への女性の参画拡大は男女共同参画社会を実現するために不可欠なものであるため、引き続きあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組を推進してまいります。
3	性の 多様性 全般	6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づく基本計画が策定されました。 この計画をふまえて、三重県でも県民の理解が進むよう、取組を一層進めていただきたいと思います。	①	県では国の法律・計画に先立ち条例を制定し取組を進めています。今般新たに国の基本計画も策定されたことから、引き続き性の多様性に関する理解の増進に取り組んでまいります。 また、国の基本計画の策定について、8ページ「1 国内外の情勢」に記載します。

No	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する県の考え方
4	24ページ 基本施策 Ⅰ-i	内容が女性の働きやすさやキャリアアップのための施策に偏っており、男性の働きやすさの実現に取り組むという視点がない。男性の長時間労働の是正や子育てへの参画についての記述はあるが、女性のキャリアを中断させないことが目的になっており、男性のための施策になっていない。男性が直面する働き方の問題を解消することにも重点を置くべきだ。	①	男性が直面する働き方の課題を解消することも非常に重要なことであると認識しており、いただいた意見をふまえ、「男性の働き方の見直しを実現する」等の文言を加え、その意図がより伝わるよう修正します。
5	30ページ 基本施策 Ⅱ-i	管理職への登用や昇進は性別でなく個人の能力で判断されるべきであり、女性の管理職を増やすことを目的にするのはおかしい。管理職に就かなくても、自分の能力や専門性を生かして自分らしい働き方ができることが重要ではないか。	③	性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分発揮し希望する働き方ができること、政策・方針決定過程への女性の参画拡大はともに重要であると認識しています。 意欲と能力のある女性管理職の増加は、政策・方針決定過程における男女共同参画の実現につながるものです。 そのため、今後も誰もが前向きに自分のキャリアを考え、個性と能力を十分発揮して働き続けられるよう取組を進めてまいります。

11 令和 8（2026）年度版 三重県サステナビリティレポートについて

県内の環境の状況や環境の保全に関して県が実施した施策等を、「三重県環境基本条例」第 10 条に基づく年次報告書として、「令和 8（2026）年度版 三重県サステナビリティレポート」（別冊 4）に取りまとめました。

1 低炭素社会の構築

（1）令和 7 年度の主な取組と成果

令和 5 年 3 月に改定した「三重県地球温暖化対策総合計画」においては、県域及び県の事務事業から排出される温室効果ガスを、令和 12（2030）年度に基準年度（平成 25（2013）年度）比で、それぞれ 47%及び 52%削減する目標を掲げ、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めています。

具体的には、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品・サービスの社会実装を目的とする「みえデコ活」として、省エネ家電の普及事業や、市町等と連携した家庭や事業者向けの太陽光発電設備導入の支援等を実施しました。さらに、みえデコ活について楽しく学習できるデジタルコンテンツ「みえデコビルダーズ」を制作しました。また、県内企業 2 社に専門のアドバイザーを派遣し、温室効果ガス排出量の見える化や削減目標の設定を進めるなど、企業の「脱炭素経営」に向けた伴走型支援を行いました。県の事務事業においては、PPA（電力購入契約）を活用し、県総合博物館（M i e M u）の太陽光発電設備の運用を開始しました。

県域からの温室効果ガス排出量については、基準年度と比べて、直近の確定値である令和 5 年度において 13.1%の減少、県の事務事業は令和 7 年度において 28.4%の減少となりました。

（2）令和 8 年度以降の取組方向

「三重県地球温暖化対策総合計画」で定める目標年度まで残り 4 年となる中、目標を達成するためには、温室効果ガス排出量の一層の削減が必要です。

このため、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの定着をめざし、「みえデコビルダーズ」を活用し、ライフスタイルにおける脱炭素化への選択肢を学ぶイベント等を実施するなど、「みえデコ活」をさらに推進するとともに、県内企業等にアドバイザーを派遣するなどの支援を引き続き実施します。また、県の事務事業においては、PPAを活用した県有施設 3 か所への太陽光発電設備導入等の取組をさらに進めます。

加えて、津地方气象台と連携した講座の開催等により、気候変動の影響や適応に関する県民の理解を深めるための取組を進めるとともに、市町等と連携し、ホームページやラジオ等を活用した熱中症の予防に関する注意喚起を行います。

2 循環型社会の構築

（1）令和 7 年度の主な取組と成果

さまざまな主体との連携を一層強化しながら、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めています。

具体的には、プラスチックの資源循環を一層促進するため、再生材の利用者である製造業者等が求める質・量とリサイクラー等が供給する再生材の実態把握及び課題抽

出等を行い、需要に応じた再生材供給のための使用済みプラスチック製品の効率的な分別・回収に関するモデル事業を実施し、事業者間の連携拡大につながる取組を進めました。

令和8年3月には、「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組をさらに進めるため、「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しました。

また、災害時に発生する廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の強化を図るため、市町や関係団体と連携し、図上訓練や市町の仮置場候補地で実地訓練を実施するなど、現場対応力を高める人材育成に取り組みました。

（２）令和８年度以降の取組方向

再生プラスチックの供給や利用拡大に向け、県内の製造業者等が必要とする再生プラスチックの質と量の安定的な供給のための高度なリサイクル技術を活用した製品原材料への適用可能性の検証や、製造業等と廃棄物処理・リサイクル業等が連携した供給体制の自立・拡大を図ります。

また、廃棄物処理の安全・安心を確保するため、ＰＣＢ廃棄物の処分期間内の確実かつ適正な処分の促進や、不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正に取り組みます。

さらに、南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する災害廃棄物の迅速な処理体制の強化のため、大規模災害を想定した県内市町や隣県との広域訓練等を通じて人材育成を行います。あわせて、「三重県災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、仮置場候補地の地図情報のデジタル化を行うとともに、計画改定に向けた調査を実施します。

３ 自然共生社会の構築

（１）令和７年度の主な取組と成果

生態系ネットワークの形成を促進し、生物多様性を保全するため、令和6年3月に策定した「みえ生物多様性推進プラン（第4期）」に基づき、生物多様性について気軽に学べる環境学習会における講演などを通じて、多様な生物の恩恵やその重要性の理解促進に向けた普及・啓発を実施しました。また、社会全体で三重県の自然を支え合うことを目的とする「みえ生物多様性パートナーシップ協定」に基づく、さまざまな主体の連携による希少野生動植物種であるイヌナシの保全活動などの取組を推進し、生物多様性保全活動が進みました。

加えて、保全活動の基礎資料として広く県民等に活用されている「三重県レッドデータブック」について、野生生物の生息・生育状況の変化を反映させるため、レッドリストのカテゴリーを再評価し、「三重県レッドデータブック 2025」を令和8年3月に発刊しました。

（２）令和８年度以降の取組方向

里地里山の荒廃、外来種の増加による生態系への影響が懸念されていることから、引き続き生物多様性の理解促進を図る必要があります。そのため、環境学習会における講演や自然観察会での情報提供などによる生物多様性の普及・啓発に取り組みます。

また、生物多様性の保全に向けて、活動団体と支援企業とのマッチング等を進めるなど、希少野生動植物種の保全や外来種の防除などの活動を促進していきます。

4 生活環境保全の確保

(1) 令和7年度の主な取組と成果

大気・水環境等の常時監視及び環境法令に基づく立入検査を実施し、生活環境の保全を図るとともに、災害時においても石綿の飛散による健康被害を防止するため、令和8年1月に「三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル」を策定しました。

また、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、「第9次水質総量削減計画」に基づき、関係機関との連携のもと、下水処理場における栄養塩類管理運転の試行や効果検証を実施するなど総合的な水環境管理施策に取り組むとともに、関係部局で構成する「三重県『きれいで豊かな海』協議会」で各種施策の進捗管理を行いました。

伊勢湾流域圏における海洋ごみの広域的な発生抑制対策については、令和6年3月に三県（岐阜県、愛知県、三重県）で共同して策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき実態把握調査を実施するとともに、一斉清掃への参加を呼びかけた結果、令和7年度は約2.7万人の県民が海岸清掃等の保全活動に参加しました。

(2) 令和8年度以降の取組方向

引き続き、良好な生活環境を確保するため、常時監視や立入検査を実施し、大気・水環境等の保全に取り組めます。

また、「きれいで豊かな海」の実現に向け、引き続き、関係機関と連携し、陸域からの汚濁負荷の適正な管理、各種調査・研究のほか、藻場・干潟および浅場の保全・再生等の取組の実施と進捗管理を行っていきます。加えて、国において第10次水質総量削減（総量管理）のあり方や今後の方針について検討が進められている状況をふまえ、県の「第10次水質総量削減（総量管理）計画」の策定に向けた検討を進めていきます。

海洋ごみ対策の推進のため、引き続き、さまざまな主体が連携し、内陸域も含めた伊勢湾流域圏での広域的な普及啓発や清掃活動などの発生抑制対策を進めていきます。

5 共通基盤施策

(1) 令和7年度の主な取組と成果

各施策を推進するための共通基盤施策として、環境保全活動や環境経営の推進に取り組めました。環境影響評価制度に関しては、土地の造成等、4件の事業について、大気・水環境の保全、希少動植物の保護等について配慮するよう知事意見を述べるなど、制度を適切に運用したほか、太陽光発電に係る適用対象の拡大について検討を進めました。

また、県環境学習情報センターでは、E S D（持続可能な開発のための教育）の考え方をベースに、参加・体験型の環境講座や出前講座等を開催し、令和7年度は約2万人が利用しました。

(2) 令和8年度以降の取組方向

さまざまな主体による環境保全のための持続的な行動や取組が進むよう、環境保全活動や環境経営の普及・啓発を推進するとともに、適用対象を拡大する太陽光発電を含め、環境影響評価制度の適正な運用に取り組んでいきます。

また、県環境学習情報センターについては、平成22年度に展示等の大規模なリニューアルが実施されてから、15年以上が経過することから、最新の情報を反映した展示への更新やデジタルコンテンツ等を活用した疑似体験ができる設備の新設を進めます。

環境基本計画に基づく施策体系図



12 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 趣旨

令和7年度において、環境生活部が所管する公の施設のうち、指定管理者に管理を行わせた施設は次の7施設です。

これらの施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和7年度の管理状況を報告します。

また、令和7年度をもって指定期間が終了した「三重県環境学習情報センター」、「三重県交通安全研修センター」については、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果（全期間評価）をあわせて報告します。

2 施設の概要及び報告内容

施設の名称	所在地	指定管理者	指定の期間	報告内容
(1) ・三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む） ・三重県総合博物館 ・三重県立美術館	・津市一身田上津部田 1234 番地 ・津市一身田上津部田 3060 番地 ・津市大谷町 11 番地	公益財団法人三重県文化振興事業団	令和7年4月1日～令和12年3月31日 （5年間）【6期目】 県立図書館、総合博物館、県立美術館については一部業務	・令和7年度管理状況報告
(2) 三重県環境学習情報センター	四日市市桜町 3684-11	アクティオ株式会社	令和3年4月1日～令和8年3月31日 （5年間）【4期目】	・令和7年度管理状況報告 ・全期間評価
(3) みえ県民交流センター	津市羽所町 700 番地 アスト津3階	みえ県民交流センター運営委員会	令和4年4月1日～令和9年3月31日 （5年間）【4期目】	・令和7年度管理状況報告
(4) 三重県交通安全研修センター	津市垂水 2566 番地	一般財団法人三重県交通安全協会	令和3年4月1日～令和8年3月31日 （5年間）【6期目】	・令和7年度管理状況報告 ・全期間評価

※報告内容の詳細は次ページ以降を参照

(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和7年度分）

< 県の評価等 >

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県総合文化センター（三重県立図書館を含む） （津市一身田上津部田 1234 番地） 三重県総合博物館（津市一身田上津部田 3060 番地） 三重県立美術館（津市大谷町 11 番地）
指定管理者の名称等	公益財団法人三重県文化振興事業団 理事長 伊藤 歳恭 （津市一身田上津部田 1234 番地）
指定の期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 各施設に係る広報等の業務 2 三重県総合文化センターの管理運営及び施設貸出サービス 3 文化会館が提供する各種サービス （音楽・演劇等公演の提供、文化芸術に関する人材育成研修等） 4 生涯学習センターが提供する各種サービス （生涯学習社会づくりに資する情報提供、講座・研修、視聴覚教材・機材の貸出等） 5 男女共同参画センターが提供する各種サービス （男女共同参画社会づくりに資する情報提供、研修、相談、調査研究等） 6 三重県総合文化センターPR事業等 7 三重県立図書館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 8 三重県総合博物館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 9 三重県立美術館の施設及び設備の維持管理等に関する業務 10 三重県立美術館の施設貸出サービス

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	A	A			サービスや経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めており、総合文化センター事業の着実な実施や施設・設備の的確な維持管理を行っている。
2 施設の利用状況	B	B			アウトリーチ事業参加者を含む総合文化センター利用者数は570,458人となり、概ねコロナ前の水準に回復している。一方で、貸施設利用率は73.8%（目標75.0%）と目標を下回っており、今後も中・小規模施設の利用者獲得に向けて取り組む必要がある。
3 成果目標及びその実績	B	B			各種参加者・利用者満足度が軒並み高水準であり、成果目標は14項目中12項目が達成となった。特に「アソボ・マナボ・タノシソウブン」や「ワンコインコンサート」など、長年実施している企画が安定した参加者数・満足度を得ているほか、休館期間中はアウトリーチ事業に注力するなど、工夫を続けている。

※「評価の項目」の県の評価：
「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「」（空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 県民ニーズをふまえたサービスの向上を図り、センターの各施設の特色を十分に生かした各種事業を展開した。成果目標は14項目中12項目で達成となり、特に貸施設利用者や事業参加者の満足度については例年高い水準を維持している。 「生涯学習センター事業等参加者数」は目標を下回ったが、3ヶ月間の休館期間中には計画的に館外で事業を実施するなど、参加者数の確保に努めている。また、「貸施設利用率」も同様に未達成であるが、減少傾向にある中・小規模施設（会議室等）利用者の再獲得のため、設備やサービスの充実、広報に努めている。 ※図書館の事業部門は指定管理業務に含まれないため、図書館利用者数は目標値から除く。 (2) 残されている課題 今後とも、各施設の管理運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の育成・確保、地域や関係機関・団体とのネットワークの充実に取り組んでいく必要がある。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 今後とも、適正な施設管理を行い、利用者の安全を確保するとともに、施設利用者、事業参加者の満足度の維持・向上を図る必要がある。 また、令和9年1月から7月にかけて、再び施設修繕工事による休館期間が生じることから、これを考慮した目標を設定しつつ、引き続きアウトリーチ事業にも注力していただきたい。 (4) その他 (県民ニーズの把握等) ・各施設、事業ごとに利用者や参加者にアンケートを行うほか、関係団体等への聴き取り等を通してニーズを把握するとともに、国際規格に対応した ISO9001 品質管理システムを導入し、質の高いサービス等を提供している。 (県民サービス向上等) ・電子マネー取扱いの継続運用、アンケート等に基づく施設・設備の改善など、常に利用者サービスの強化を図っている。 ・令和7年度は、短期ワーカーマッチングアプリを活用した、会場設営サービスのアウトソーシング運用を本格的に開始し、職員の時間・人的コストの大幅な省力化を図るとともに、サービスの対応可能件数増加につなげた。 (施設の適正な維持管理の実施) ・計画的な修繕を行って良好な維持管理に努め、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直しなど、省エネルギー対策にも継続して取り組んでいる。 以上のことから、三重県総合文化センター等の管理者として、概ね適切な実績を残していると評価できるが、一部目標を達成できていないことから、さらなる工夫が必要と考える。 引き続き、多様化する利用者ニーズを的確に把握して具体的事業に結びつけ、県の文化芸術・生涯学習・男女共同参画の拠点施設として適切な施設運営を実施されることを期待する。
---------------	--

＜指定管理者の評価・報告書(令和7年度分)＞

指定管理者の名称：公益財団法人三重県文化振興事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①各施設に係る広報等の業務

- ・ 年4回発行している情報誌Mニュースに「ぐるっとM(エム)」として、総合博物館、県立美術館、県立図書館の情報を掲載した。
- ・ 総合博物館、県立美術館、県立図書館との連携事業を7回実施した。

②三重県総合文化センター事業や三重県立美術館の施設貸出サービスに関する業務

施設貸出サービス、文化会館事業、生涯学習センター事業、男女共同参画センター事業等を実施した。令和8年1月から3月にかけて、大規模修繕工事（屋上防水）による開館以降初めての休館を経験したが、令和7年4月から12月までの9ヶ月間では、「ポーランド国立放送交響楽団」など大盛況の公演も多く好評であったほか、休館期間はアウトリーチ事業を積極的に実施するなど、創意工夫を凝らし事業を継続した。

- ・ 施設貸出サービス事業（総合文化センター）では、アンケート等に基づき施設・設備の改善を行ったほか、利用者の安全を確保するため、防災避難訓練等を5回実施した。また、貸出予約がない期間の劇場活用取組として、舞台裏で働く人々に焦点を当てた社会見学事業を10回実施した。
- ・ 文化会館事業では、60事業を実施した。主なものとしては、「三重県文化会館セレクションシリーズ vol.19 石田組コンサートツアー2025」、「ポーランド国立放送交響楽団」などの公演事業のほか、人気シリーズの「ワンコインコンサート」（8回実施）、介護をテーマとした「老いと演劇事業」では先進事例となるような社会包摂の事業を実施するとともに、青年団監修「戯曲アカデミア」等により、本県の将来の文化を担う人材を育成した。
- ・ 生涯学習センター事業では、県内高等教育機関やミュージアムと連携した「みえアカデミックセミナー」（オープニング、公開セミナー14回、移動講座4回）や「みえミュージアムセミナー」（6回、内3回はオンライン併用）などの講演・講座等を開催するとともに、各種学習相談への対応、生涯学習関係団体の連携・交流の促進、次世代育成を目的とした「文化体験パートナーシップ活動推進事業」（65校で実施）等に取り組んだ。
- ・ 男女共同参画センター事業では、地域での出前講座「フレンテトーク」（128回）や電話・面接等による女性相談をはじめ各種相談事業を引き続き実施した。
- ・ 県立美術館の県民ギャラリーについては、28件の利用があり、安心して利用いただけるよう丁寧な説明を心掛けた。
- ・ その他、「そうぶんの月灯り」等の施設PR事業、レストラン事業、売店事業等の来館者サービス事業を実施した。

③施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・ 三重県総合文化センターは、開館から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから県と協力しながら計画的な修繕を行い、利用者の安全・安心の確保を第一に、施設及び設備の維持管理に努めた。総合博物館、県立美術館、県立図書館の施設についても、適切な維持管理を行った。
- ・ 照明器具のLED化及び照明・空調の管理徹底、空調に関わる電気・ガスの日々の使用量の点検及び運転方法見直し等の省エネルギー対策を引き続き実施した。

④県施策への配慮に関する業務

- ・ バリアフリー化、雇用の機会均等、人権の配慮等の6項目からなる「人権尊重基本方針」や男女が性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会をめざす「男女共同参画推進基本方針」等を策定しており、これらの方針等に基づき、利用しやすく快適な施設づくりや主催事業における大ホールの車いす席の優先チケット販売、要約筆記や手話付き事業、職員の育児休暇の取得推進等を実施した。

⑤情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・ 県に準じた情報公開実施要綱を平成12年度に制定しており、これに基づき、開示請求2件に適切に対応した。
- ・ 管理運営にあたって個人の権利や利益を侵害することがないように、平成17年度に策定した個人情報保護方針により個人情報を適切に取り扱った。

(2) 施設の利用状況

	令和6年度実績	令和7年度実績	対前年度比
全館利用率	74.9%	73.8%	▲1.1ポイント
全館利用者数	728,311人	570,458人	▲157,853人
文化会館利用率	79.6%	76.4%	▲3.2ポイント
文化会館利用者数	606,577人	436,179人	▲170,398人
生涯学習センター利用率	75.7%	75.0%	▲0.7ポイント
生涯学習センター利用者数	42,445人	41,117人	▲1,328人
男女共同参画センター利用率	69.6%	70.1%	0.5ポイント
男女共同参画センター利用者数	79,289人	93,162人	13,873人
三重県立美術館県民ギャラリー利用率	41.0%	45.1%	4.1ポイント
三重県立美術館県民ギャラリー利用者数	9,726人	11,221人	1,495人

2 利用料金の収入の実績

(単位:円)

	令和6年度実績	令和7年度実績	対前年度比
貸出施設収入額	132,634,464	143,584,830	10,950,366
サービス料収入額	4,893,145	3,412,962	▲1,485,183
全施設収入額合計	137,527,609	146,997,792	9,470,183

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	1,266,059,000	1,363,336,000	事業費	219,351,559	156,732,242
利用料金収入	137,527,609	146,997,792	管理費	1,360,209,609	1,439,774,167
その他の収入	150,342,474	117,381,281	その他の支出	0	0
合計 (a)	1,553,929,083	1,627,715,073	合計 (b)	1,579,561,168	1,596,506,409
収支差額 (a)-(b)	▲25,632,085	31,208,664			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標項目	目標値	実績値	成果目標項目	目標値	実績値
総合文化センター利用者数 (図書館利用者を除く)	563,500 人	570,458 人	総合文化センター来館者満足度(4段階評価で3以上)	90.0%	96.3%
総合文化センター貸施設利用率	75.0%	73.8%	総合文化センター貸施設利用者満足度(4段階評価の4)	85.0%	92.5%
文化会館公演事業入場率	80.0%	88.0%	文化会館 事業参加者満足度 (5段階評価で4以上)	95.0%	98.7%
生涯学習センター事業等参加者数	18,100 人	17,504 人	生涯学習センター 事業参加者満足度 (4段階評価の4)	80.0%	80.4%
男女共同参画センター 主催事業等参加者数	15,200 人	18,962 人	男女共同参画センター事業 満足度(4段階評価の4)	83.0%	85.8%
美術館来館者満足度(施設維持管理部分)(4段階評価で3以上)	90.0%	98.2%	総合博物館来館者満足度 (施設維持管理部分)(4段階評価で3以上)	90.0%	93.9%
図書館・総合博物館・美術館との事業連携数	6 回	7 回	県立美術館貸施設(県民ギャラリー)利用率	45.0%	45.1%
今後の取組方針	・ 14 項目中 12 項目の目標達成となった。今後も引き続き、魅力ある事業展開、サービスの向上に努めていく。 ・ 公益性と収益性のバランスのとれた経営に努めていく。				

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	A	A	第6期目の指定管理の1年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行い、サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、利用者視点からの施設づくりに努めた。 県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。
2 施設の利用状況	B	B	大規模修繕工事（屋上防水）の影響による令和8年1月～3月の休館期間がある中、アウトリーチ事業の積極的な展開を含めて利用者の確保に努めた。総合文化センター貸施設利用率 73.8%（目標 75.0%）、生涯学習センター事業等参加者数 17,504 人（目標 18,100 人）を除くほとんどの目標を達成している。
3 成果目標及びその実績	B	B	成果目標 14 項目中 12 項目の目標達成となった。満足度に係る項目については、すべての目標を達成している。

※評価の項目「1」の評価:

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 業務計画を順調に実施している。

「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。

「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価:

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 当初の目標を達成している。

「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な 評価	(1) 成果目標に対する達成度 第6期の指定管理の1年目にあたり、管理運営の基本方針に基づき、管理業務、事業展開を行った。成果目標14項目中、総合文化センター貸施設利用率、生涯学習センター事業等参加者数を除く12項目については、目標を達成した。 (2) 残されている課題 事業団の運営・事業企画に関するノウハウの蓄積、専門知識をもつ人材の確保・育成、地域や関係機関・団体とのさらなるネットワークの構築について、これまで継続的な課題として取り組んできたところであり、今後も推進していく。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 指定管理者として、引き続き成果目標の達成に向けて努めていく。 (4) その他 (県民ニーズの把握等) ・IS09001 品質マネジメントシステムに基づく来館者アンケートの分析や職員の提案等により、高水準な利用者サービスに努めた。また、公演や講座等の事業参加者や貸出施設の利用者に対しても同様にアンケート調査・分析を行い、事業運営や企画に利用者の意見を反映させるように努めた。 (県民サービス向上等) ・電子マネーの取扱いの継続運用や、アンケート等に基づき施設・設備の改善を行うなど利用者の利便性向上に努めた。 ・利用者満足度は高い数値を維持しており、お客様・来館者からの高い支持を得ることができた。 (施設の適正な維持管理の実施) ・サービスの向上、経営効率の向上、組織力の強化、県民と歩む施設づくりに努めた。 ・東日本大震災以降、取組を強化している危機管理対策では、図書館等を含めた総合文化センター全体の避難訓練を実施し、大地震発生時の対応能力強化に努めた。 ・県立図書館、総合博物館、県立美術館の施設及び設備の維持管理についても適切に実施した。
--------------------	---

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和7年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町 3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝 (東京都目黒区東山 1丁目5番4号 KDX 中目黒ビル6階)
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 環境の保全に関する普及啓発を行うこと 2 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと 3 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと 4 環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること 5 その他（施設等の維持管理及び修繕に関すること等）

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	A	A			県民に開かれた環境教育・環境学習、情報受発信の拠点として各種講座、情報提供、展示等を充実させ、子どもから大人まで幅広く利用できる施設としての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			令和7年度の施設利用者数は19,797人であり、目標(32,000人)を下回ったが、小中学校や旅行会社へ「環境学習プログラムガイド」を送付するなど、施設見学や環境学習講座の利用促進のための啓発活動を行い、小中学校の社会見学の受入れ数は43校と目標(35校)を上回った。 また、県民が自発的に行う環境保全に関する活動を促進するため、貸室や環境教育教材の貸出しを実施している。
3 成果目標及びその実績	B	B			達成すべき成果目標5項目中、3項目について目標を達成した。 なお、未達成項目のうち「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」も約9割の達成となっている。

※「評価の項目」の県の評価:

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 ・成果目標5項目のうち2項目が未達成となったものの、未達成項目のうち「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」は約9割の達成となった。 ・「環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数」は1,781人となり、目標1,500人を達成し、「環境活動を協働した環境団体数」は26団体となり、令和7年度までの目標の25団体以上を達成した。 ・「講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合」は98.8%であり、目標の95%以上を達成した。 (2) 残されている課題 ・未達成項目の要因として、少子化等の影響が考えられることから、より幅広い層に対する講座等の開催に向けて、さらにオンラインでの講座の拡充等に取り組む必要がある。 ・カーボンニュートラル等、環境に関する新たな情報を取り入れるなど、展示や情報の更新が必要である。 ・利用者を世代別に見ると、児童・生徒が半数以上を占めており、子どもから知識だけではなく、体験を通じた環境問題への気づき、環境保全への行動を引き出していくような仕掛けづくりをしていく必要がある。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 ・環境教育参加者数の増加に向けて、講座等の拡充に取り組む必要がある。 ・アンケートの結果等を活用し、県民のニーズを踏まえた取組を実施することで、施設利用者の満足度の維持向上に努める必要がある。 (4) その他 (県民ニーズの把握) ・講座の参加者等に対し、アンケート調査を行い、県民のニーズを把握し、サービス改善を図っている。アンケートの結果、講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合は98.8%と高い水準を示している。 (県民のサービス向上の成果) ・イベントの開催・出展、社会見学の受入れ、県内各地での主催講座や出前講座の開催、県内環境団体との連携、様々な媒体を用いた情報発信、施設や図書等の維持管理が適切に行われている。 ・オンラインで主催講座に申し込めるよう対応するなど、工夫している。 ・オンライン講座も実施し、県民が場所や時間に制限されることなく、環境学習に取り組む機会を提供している。 ・環境情報の収集・発信については、得られた情報を講座に組み入れて提供するとともに、講座やイベントの開催等について、情報誌「環境学習みえ」やホームページ、メールマガジン、SNS等により積極的に情報を発信している。 (施設の適正な維持管理の実施) ・毎月センターから提出される管理運営報告を確認するとともに、指定管理業務について年1回モニタリングを実施し、概ね適正に処理されていることを確認した。 以上のことから、三重県環境学習情報センターの管理者として、適切な実績を残していると評価できる。今後も引き続き、成果目標の達成に向け、県内環境団体とのネットワークやセンター職員が持つノウハウを生かし、環境学習・環境教育の一層の充実と適切な施設運営を進められることを期待する。
--------	--

＜指定管理者の評価・報告書(令和7年度分)＞

指定管理者の名称：アクティオ株式会社

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施に関する業務

- ・ 三重県環境学習情報センターの管理事業の実施にあたり、基本協定書および年度協定書の管理業務（業務計画書）に基づき、環境教育の普及・啓発と県民サービスの向上に努めた。
- ・ 避難経路図を展示ホールや研修室、分析実習室に掲示し、災害時の避難が円滑に行えるようにした。

a 展示施設管理

- ・ 展示施設等の維持管理業務では、展示室の維持管理、研修室等の貸室業務、図書の管理業務を実施し、寄贈していただいた図書も閲覧できるようにした。
- ・ 貸室利用は 23 件であった。

b 環境講座

- ・ 小中学校に向けて、年度当初に「環境学習プログラムガイド」を送付して利用を促したところ、学校等の来館による施設見学と環境講座受講は 43 校、4,747 人となった。
- ・ 主な主催講座として「環境基礎講座（全 5 回）」「みえ星空環境案内人養成講座（全 3 回）」などを開催し、その他のセンター主催講座と併せて 99 回、2,871 人が受講した（前年度比 2.3%増）。各講座の開催にあたっては、県内各地の施設や団体との協働にも努めた。
- ・ 県内各地へ出張して実施する出前講座は、117 回、4,390 人の受講があった。また、環境学習地域リーダー養成講座については主催講座で 57 回、出前講座で 1 回開催し、延べ 1,781 人が受講した（前年度比 7.1%増）。

c 環境学習地域リーダー等の養成

- ・ 環境教育や実践的な環境活動を家庭や学校、地域、企業など様々な主体へと展開するリーダーを養成するため、環境学習地域リーダー養成講座を 58 講座開催した。
- また、環境学習地域リーダー養成講座の受講生が実戦の経験を積む機会を提供し、令和 3 年度から令和 7 年度までで 30 人を養成した。

d 環境イベント

- ・ 小・中学生向けの夏のイベントとして、「ECO サマーデイ」を開催し、事前申込制の環境講座と事前申込不要の体験ブースで学んだり、体験したりできるようにした。
- ・ 環境パネル展を 7 月 13 日（日）～8 月 3 日（日）および 8 月 10 日（日）～8 月 31 日（日）の 2 部制で開催し、三重県庁の各部署や企業等による展示で、環境問題と取組について学ぶ機会とした。
- ・ 「高校生の環境活動交流会」をオンラインで実施し、資料・動画による交流を行った。それぞれの高校の活動を動画にまとめ、ネット上で発表した。発表内容に対する質問や、困っていることなども出し合い、他校からのアドバイスや意見をもらうなどして高校生同士の交流促進に貢献した。参加した高校生の感想として、「意見交換が今後の参考になる」「アドバイスをもらえて良かった」「自分たちだけでは気づけなかった課題を指摘してもらえてありがたかった」などがあった。

e 情報発信

- ・ 情報紙「環境学習みえ」の年 4 回発行と毎月 10 日発信のメールマガジンに加え、ホームページや Facebook 等を運用し、適時、情報発信に努めた。

f 公募事業

- ・ 「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」を実施し、677 作品（中学生の部 404 作品、小学生の部 273 作品）の応募があった。
- ・ 入賞 16 作品（小学生の部 8 作品、中学生の部 8 作品）を「みえ環境フェア 2025」において表彰し、その会場（メッセウイング NHW）で展示した。後日、三重県環境学習情報センター、三重県総合博物館、三重県上野森林公園、三重県立熊野古道センター、および津松菱（百貨店）で展示を行い、地球温暖化防止について考える機会を提供した。

g こどもエコクラブ三重県事務局事業

- ・ 県内の「こどもエコクラブ」の登録会員数は、年間で 61 クラブ、11,348 人となった（前年度比 3.3%減）。
- ・ 各市町担当者への研修会として、5 月に「こどもエコクラブ市町担当者研修会」をオンラインで実施し、こどもエコクラブ全国事務局より「こどもエコクラブと行政との関わり」

と題して講演いただいた。

- ・県内のこどもエコクラブの交流を図る「三重県こどもエコクラブ県内交流会 2025」は、「ちぎり絵の葉っぱでつなぐ交流の木をつくろう」というテーマで行った。各クラブから、メンバーがちぎり絵でつくった葉を募集し、台紙に貼って各クラブ合作の木をつくった。そして、「令和7年度こどもエコクラブ活動報告集」に掲載し、紙上交流会とした。ちぎり絵のやり方の説明動画では、紙のリサイクルについてのクイズも入れて、学びながら楽しく取り組めるようにした。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・館内施設について、毎日の巡回点検を励行し、安全管理と設備の維持管理に努めた。

③ 県施策への配慮に関する業務

a 人権尊重社会の実現への取組

- ・聴覚や視覚の不自由な方が来館されたときに、受付で筆談の案内や補助犬同伴による利用の案内を実施している。
- ・貸室の利用者には不当な差別やその他人権侵害行為をしないことを申込時に確認している。

b 男女共同参画社会実現への取組

- ・三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）の「フレンテまつり」に出展し、「UV ビーズと貝がらのストラップ作り」を実施した。この中で、大人にはオゾンホールに関する啓発を行い、子どもには貝がらなどの自然に親しむことの楽しさを伝えと共、啓発活動に協力した。

c 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動への取組

- ・「食品ロス」や買い物でのごみの減量をテーマとした講座や海洋ごみに関する講座などを通じて啓発に努めている。
- ・事務室内ではリサイクルのため分別に努め、コピー用紙の裏面利用も推奨している。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・三重県情報公開条例に基づき、「三重県環境学習情報センターの管理に関する情報公開実施要領」を整備し適正に対応できる体制をとっている。令和7年度に情報開示請求はなかった。
- ・個人情報保護については「個人情報保護法」を遵守するとともに、「三重県環境学習情報センターの管理に関する基本協定書」第12条に基づく「個人情報保護に関する事項」に従い、適正な管理を励行するとともに、「施設個人情報安全対策」に基づき、個人情報保護教育を行った。

⑤ その他の業務

- ・特になし。

(2) 施設の利用状況

環境学習情報センターの利用者数

	目標	実績	達成率
令和7年度環境教育参加者数	32,000 人	19,797 人	61.9%
令和6年度環境教育参加者数	32,000 人	21,990 人	68.7%
対前年比		90.0%	
利用者内訳			
	回数	人数	(独自目標)
主催講座	99 回	2,871 人	
出前講座	117 回	4,390 人	80 回以上
学校社会見学	43 校 87 回	4,747 人	35 校以上
一般団体見学	11 回	238 人	
フリー来館・貸室	貸室 23 回	2,075 人	
交流会	8 回	684 人	
行事等	17 回	4,115 人	
ポスターコンクール	-	677 人	
合計	362 回	19,797 人	

2 利用料金の収入の実績

・貸室利用は 23 件で、その内 2 件は、利用料金（計 18,300 円）をいただいたが、他の 21 件は減免対象に該当したため無料とした。

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R6	R7		R6	R7
指定管理料	35,542,578	37,194,011	事業費	27,137,168	30,600,156
利用料金収入	0	18,300	管理費	8,939,896	6,963,175
その他の収入	534,486	351,020	その他の支出	0	0
合計 (a)	36,077,064	37,563,331	合計 (b)	36,077,064	37,563,331
収支差額 (a)-(b)	0	0			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	127,900 円
---------	-----------

4 成果目標とその実績

1 達成すべき成果目標及び実績			
項 目	目標値	実績	達成率
①環境教育参加者数	32,000 人	19,797 人	61.9%
②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数※1	10,000 人	8,992 人	89.9%
③環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数※1	1,500 人	1,781 人	118.7%
④環境活動を協働した環境団体数※2	最終年度 (R7) までに 25 団体以上	26 団体	104.0%
⑤講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合	95%以上	1,270/1,285 98.8%	104.0%
※1. ②③は①の内数 ※2. ④の達成率は最終年度までの目標に対する達成率			
2 独自で定めた成果目標及び実績			
項 目	目標値	実績	達成率
「センター通信」等の情報発信数	263 回	303 回	115.2%
今後の取組方針	・環境学習地域リーダー養成を目的とした講座の受講者数は 1,781 人（目標値 1,500 人）、環境活動を協働した環境団体数は 26 団体（目標値 25 団体以上）となり、目標値を達成することができた。 ・しかし、環境教育参加者数と児童・生徒を対象とした環境教育参加者数については目標値に達しなかった。子どもの数が減少し、学校の統合等が進む現状ではあるが、機会があるごとに先生方に直接ご説明をするなどして、社会見学での来館や出前講座の利用を促していきたい。 ・また、三重県の南部方面については、市町と協力して、環境学習の機会を創っていきたい。 ・そして、利用者数の増加や自発的に環境活動に取り組む意識の向上に向けて、事業内容のさらなる充実、さまざまな主体との連携に努める。		

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	A	A	・業務計画書や基本協定書に基づき、管理業務や事業展開を行い、目標の達成に努めた。 ・また、利用者アンケートに応じて取組内容を見直すなど、業務内容のさらなる改善と利用者満足度の向上にも努めた。
2 施設の利用状況	B	B	・年度初めに、「環境学習プログラムガイド」を各市町教育委員会を通じて小・中学校や旅行会社に送付し、社会見学や修学旅行、四日市市少年自然の家での自然教室の際に当センターで講座を受講することを提案している。その結果、展示ホールの見学だけにとどまらず、研修室や分析実習室で環境講座を受講する学校が多数ある。 ・貸室については、23件の利用があり、環境に関する市民団体だけでなく、大学や企業にも利用していただいた。
3 成果目標及びその実績	B	B	・達成すべき成果目標の①環境教育参加者数と②児童・生徒を対象とした環境教育参加者数については、目標を達成できなかったが、③～⑤の目標値、及び独自に定めた目標については達成することができた。

※評価の項目「1」の評価:

「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 業務計画を順調に実施している。

「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。

「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価:

「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。

「B」→ 当初の目標を達成している。

「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。

「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 ・管理運営の方針に基づき、管理業務、事業展開を行った。成果目標5項目中、2項目が未達成となったものの、出前講座やオンライン講座の実施、他団体との連携等により、他の項目は目標を達成した。 (2) 残されている課題 ・達成すべき成果目標の1つである「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」については、令和7年度は達成率が89.9%で未達成となった。これは、子どもの数の減少により、各学校の児童・生徒数も減少し、各学校での講座1回あたりの受講人数が減少していることも1つの原因と考えられる。また、「地球温暖化防止啓発ポスターコンクール」への応募総数が近年減少傾向であることも、未達成の要因となった。 ・成果目標③については、目標を達成しているの、総数である「環境教育参加者数」を増加させるためには、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」を増やす努力が必要と考えられる。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 ・毎年のように環境学習情報センターを利用してくださる学校も多数あるが、利用のない学校にも機会を見つけて利用を促していきたい。(校長会でのパンフレット等の配布、市町の環境課等による学校に配布する環境教育の案内に掲載していただく等) ・また、来館や出前講座で利用のあった学校の先生方に、ポスターコンクールの募集要項を手渡すなどして、ポスターコンクールへの参加が増加するよう努める。 ・「環境教育参加者数」の目標値達成のために、オンライン講座等、時代のニーズに合った環境学習地域リーダー養成講座・スキルアップ講座を積極的に実施し、成果目標の達成に努める。 ・また、二次元コードや申し込みフォームなどを活用し、講座の申し込みやアンケート記入の利便性を高め、講座等の申込の増加をつなげていく。 ・その他、イベント出展を可能な限り実施し、幅広く環境学習の機会を提供するとともに、環境学習情報センターの認知度向上も目指す。 (4) その他 (県民ニーズの把握) ・講座参加者や施設利用者に対してアンケート調査を行ったり、直接お話をしたりして、利用者の意見を反映させるよう努めた。 (県民サービスの向上) ・北勢、中勢、伊賀、紀北の4地域の公共施設、および津松菱において地球温暖化防止啓発ポスターコンクール入賞作品の展示を行い、県内各地の多くの方々に見ていただくことができた。 ・主催講座においては会場に集まる対面式だけでなく、オンライン講座も実施し、会場に行けない方や昼間に時間のとれない方でも、自宅などで都合の良い時間に講座を視聴できるようにした。 ・各主催講座の申し込みフォームの入力を簡単にし、申し込みの際の利便性を高めた結果、申し込みフォームでのお申し込みが90%以上になってきた。 ・講座に関するアンケートでは常に高い満足度の評価をいただいている。 (施設の適正な維持管理の実施) ・研修室の電動ブラインドの一部が動かなくなったが、すぐに専門業者に来てもらい、動くようにした。 (施設利用者の増加) ・社会見学等での来館者増加に向けて、旅行会社への利用案内の送付や小中学校の校長会での配布を行うとともに、近隣施設と連携して広報を行った。その結果、社会見学や自然教室における利用につながった。 ・貸室においては、市民団体の利用に加え、子ども向けの科学実験教室を行っている企業の利用やお茶の生産者の研究会での利用、大学の集中講義の場としての利用があり、さまざまな団体に利用していただけた。
---------------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名:環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県環境学習情報センター (四日市市桜町 3684-11)
指定管理者の名称等	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝 (東京都目黒区東山 1 丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階)
指定の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 環境の保全に関する普及啓発を行うこと 2 環境の保全に関する研修会、講習会等を行うこと 3 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと 4 環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること 5 その他（施設等の維持管理及び修繕に関すること等）

2 管理業務の実施状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	A		- 県内各地で幅広い年齢層を対象にした講座の開催や出前講座により、環境学習の推進を図るとともに、定期的に情報誌を発行してセンターの周知を積極的に行い、環境教育参加者を増加させた。 - 県や他機関、他施設等と連携し、新たな講座の開設や環境イベントへの積極的な出展を行うなど、センターの活動の幅を広げた。 - センター内の各施設や備品等を適正に管理した。 - 感染症等の拡大防止のため、設備の消毒徹底や換気、入館者用の手指消毒用アルコールの設置等の対策を行った。
R4	A		
R5	A		
R6	A		
R7	A		

3 施設の利用状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	B		- 定期的な県民向け環境講座のほか、オンライン講座など、時代のニーズに合わせた講座を積極的に実施し、環境教育参加者数の増加を図る工夫を行った。 - 小中学生や県民のセンター利用について、講座やイベントの機会をとらえて広報を行うなど、施設見学や体験教室等の利用増加につながる PR 活動を行った。 - 新型コロナウイルス感染症拡大防止期間においては、施設の休館やイベントの中止等が発生したものの、代替行事を実施するなど施設の利用促進に努めた。 - 講座参加者や施設利用者に対してアンケートを行い、県民のニーズを把握し、講座参加者及び施設利用者の増加に努めた。
R4	A		
R5	B		
R6	B		
R7	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	168,898,284	事業費	145,070,618
利用料金収入	48,400	管理費	28,032,400
その他の収入	1,578,742	その他の支出	0
合計 (a)	170,525,426	合計 (b)	173,103,018
収支差額 (a)-(b)	▲2,577,592		

※参考

利用料金減免額	511,200
---------	---------

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 実績値
R3	B		環境教育参加者数	32,000 人	15,522 人	24,611 人	20,826 人	21,990 人	19,797 人
R4	B		児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	10,000 人	12,056 人	16,905 人	11,466 人	10,345 人	8,992 人
R5	B		環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数	1,500 人	751 人	1,459 人	1,680 人	1,663 人	1,781 人
R6	B		環境活動を協働した環境団体数	最終年度までに25団体以上	20 団体	25 団体	25 団体	26 団体	26 団体
R7	B		講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合	95%以上	99.2%	98.7%	98.9%	98.2%	98.8%
全期間におけるコメント									
新型コロナウイルス感染症の影響で、施設の休館やイベントの中止、出前講座のキャンセルが多く発生し、その後も少子化等で思うように参加者数が回復しなかったことから、「環境教育参加者数」は目標を大きく下回った。そのため、新たにオンライン会議や講座の動画配信を行うなどの利用促進に努めることで、「児童・生徒を対象とした環境教育参加者数」は令和7年度（約9割達成）を除き、すべての年度で目標を達成した。さらに、「環境学習地域リーダー養成を目的とした講座受講者数」も、令和5年度以降は目標を達成することができた。「環境活動を協働した環境団体数」は令和4年度に前倒しで達成することができた。また、「講座を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した講座参加者の割合」については、すべての年度で目標を達成することができた。									

6 総括評価

(1)申請内容や選定理由とした取組等に対する評価

行政だけではなく多様な主体が環境保全活動に取り組む基礎となるよう、本県における環境教育の中心的な拠点施設として、主催講座や出前講座を県内各地で積極的に行い、時代に即した講座や新しい指導者養成プログラムを取り入れるなど工夫を行った。

また、イベントの開催においては近隣施設との共催で相乗効果を図り、来場者数の増加に努めるとともに、他のイベントへの出展も行った。新型コロナウイルス感染症の影響で十分な活動が行えなかった時期もあったが、感染症拡大防止対策を行いながら利用者に普及活動を行った。

(2)事故や他府県、他施設における事件等への対応状況

事故などは発生していないが、定期的に危機管理研修・訓練が行われており、イベント時の不測の事態に十分な対応ができる体制が構築されていた。

(3)県が実施したモニタリングの結果

モニタリングにおいて大きな問題は見つかっていない。また、さまざまな講座やイベントを行ったり、講座後はアンケート行ったりするなど、県民のニーズに応えられるよう取り組んだ。

(4)各年度評価の活用の状況に対する評価

毎年の課題である環境教育参加者数の増加対策については、積極的なPR活動や多様な講座の実施等の取組を行った。

また、環境活動を協働した環境団体数については、環境活動者とのネットワーク構築に注力して取り組み、目標値を前倒しで達成した。特に令和5年度からは小・中学生向けの夏のイベントとして、新たに「ECOサマーデイ」を行うなど、環境学習講座の参加者増加に向けた取組を行った。

(5)今回の指定管理者による管理の効果、特色ある取組

情報誌の発行やメールマガジンの配信、facebook、X（旧 Twitter）といったSNSを使い、啓発やPR活動に取り組んだ。また、これまでのノウハウを生かし、施設・設備や図書等の管理、貸室・教材の貸出業務など適切な維持管理を行うとともに、オンライン講座を実施するなど、時代のニーズに合った講座を積極的に実施し、環境教育参加者数の増加に努めた。

(6)今回の指定管理者による管理の課題及び次期指定期間における改善状況

継続的な課題として、環境教育参加者数の低迷が挙げられ、環境学習推進員が持つノウハウを活かした環境学習・環境教育等の一層の充実に努めていく必要がある。また、展示リニューアルに伴い、環境教育参加者数及び施設利用者数の増加に努めるとともに、施設の利用をきっかけに、子どもたちが環境について継続的に問題意識を持ち続ける工夫が必要である。

※「2 管理業務の実施状況」の自己評価：

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※「3 施設の利用状況」、「5 成果目標及びその実績」の自己評価：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価：

- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

(3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和7年度分）

< 県の評価等 >

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえ県民交流センター（津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階）
指定管理者の名称等	みえ県民交流センター運営委員会 代表者 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター 代表理事 松井真理子 （四日市市諏訪栄町 3 番 4 号 特定非営利活動法人市民社会研究所内）
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 施設等の利用に関する業務 2 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 3 市民活動・国際化推進に関する情報の受発信に関する業務 4 中間支援団体等の機能向上・連携交流に関する業務 5 「みえ災害ボランティア支援センター」運営に関する業務 6 災害支援団体等との連携による受援力の強化業務 7 企業等との協働の推進に係る業務 8 施設の維持管理に関する業務 9 その他施設の管理運営上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	A	A			県民の皆さんが市民活動について考え、取り組むきっかけづくり、中間支援団体等の支援、国際交流・多文化共生をテーマにした社会ニーズに沿ったセミナーやイベントを実施するなど、県域の市民活動や国際交流の拠点としての役割を的確に果たした。 「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」の運営においては、その機能強化に向けたワークショップや勉強会への参画に加え、令和 7 年 9 月に発生した大雨水害時には現地の支援情報を収集するなど、積極的に携わった。
2 施設の利用状況	B	B			利用団体数は 2,436 団体と令和 6 年度（2,515 団体）より若干減少した。一方で、センター来館者数は、45,845 人と目標数値（63,000 人）には至っていないものの、令和 6 年度（39,793 人）に比べて増加した。また、県民の方に 1 杯 100 円のコーヒーサービスを実施し、その売上を活動支援金として市民活動団体へ寄付した（10 団体へ計 35 万円）。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標の 6 項目のうち「事業参加者の満足度」等の 4 項目で目標を達成した。 また、「県民応援NPOプロジェクト」では、採択団体に対して企業や県民から募った寄付の提供を行うとともに、地域課題の解決に向けた新規事業のブラッシュアップと運営基盤の強化に向けた伴走支援を行った。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 ・センター来館者数は45,845人と目標数値(63,000人)には至っていないものの、令和6年度(39,793人)に比べ増加した。 ・「オンラインを活用したNPOの割合」は、90.0%と目標(80%)を上回った。 ・「事業参加者の満足度」も95.5%と目標(85%)を達成した。 ・「第4回県民応援NPOプロジェクト」では、医療的ケアが必要な方々の社会参画を支援する団体や、子どもたちの居場所づくりに取り組む団体等3団体へ、企業や県民から募った寄付金を提供した。さらに、団体の事業の発展・強化に向けて伴走支援を行い、目標(3団体)を達成した。 また、「第5回県民応援NPOプロジェクト」の募集を令和7年12月より開始し、書類審査、公開審査を経て新たに3団体を採択した。 ・「企業とNPOのマッチング」は、県内の企業とNPOが相互の活動への理解と連携を進められるよう、SDGsに取り組む企業5社を取材してマッチングサイトに掲載するとともに、セミナーを開催し、目標(5件)を達成した。 ・「教育機関での市民教育の実施件数」は、若者の市民活動への関心を向上させることを目的に、高校生等を対象とした講座や大学への出前講座を実施した。目標(3件)に対し2件にとどまったが、高校生等を対象とした講座では、県内3校のボランティア部等4団体43名の参加が得られた。 (2) 残されている課題 ・人口減少・少子高齢化など社会環境の変化により多様化、複雑化する社会課題への対応が求められる中で、NPO等の活動について企業や県民の皆さんへの認知度を高め、多様な主体とつながりを持って活動できるよう、支援していく必要がある。 ・今後も引き続き、対面とオンラインをうまく組み合わせてセミナー等を開催するなど、利用者ニーズに対応していく必要がある。 ・来館者数の増加に向け、センターの利用実態を分析するとともに、センターのより一層の周知や来館者の利便性の向上に取り組む必要がある。 ・専門スキルを持つスタッフを確保、育成していく必要がある。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 センター来館者数の増加に向けて、外部委員会や利用者等の意見を参考に、利用しやすい環境づくりやサービスの向上に取り組む必要がある。 (4) その他 (施設の適正な維持管理の実施) ・アスト津管理組合が主催する防災・防火訓練に参加した。また、利用者が安全・安心、快適に利用できるよう施設や備品の適切な管理・維持に努めた。施設内の人目につきにくい場所(トイレ、給湯室等)を定期的に巡回し、安全衛生管理に努めている。 (県民サービス向上の成果) ・ホームページやウェブマガジン、SNSによる情報発信、および「NPOグレードアップセミナー」等の講座を通じ、県民の市民活動への参画を促進するとともに、市民活動団体の運営基盤の強化を図っている。 ・外部からの意見を得るために、外部委員会や利用者アンケート等を実施し、魅力ある事業内容をめざした企画運営やセンター内の展示等の充実に取り組んでいる。 (「みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)」の運営に関する業務) ・幹事団体として幹事会に出席し、情報共有、調整を行っている。 ・MVSCの機能強化に向けたワークショップや勉強会に参加し、幹事団体や関係機関等との連携を強化するとともに、令和7年9月に発生した大雨水害でMVSCが設置された際には、現地の支援情報を収集するなど、MVSCの運営に積極的に携わっている。 以上のことから、みえ県民交流センターの指定管理者として、設置趣旨や県域の市民活動センターとしての役割を十分認識した効果的な管理運営を行っていると評価できる。今後も魅力ある事業内容をめざした企画運営や展示等を充実させるとともに、指定管理者が持つ知見やネットワーク等を十分に活かして、地域課題解決に取り組む市民活動の強化促進、国際化と多文化共生の推進に向け、社会や県民の皆さんのニーズに沿った効率的かつ魅力的な取組に期待する。
--------	--

＜指定管理者の評価・報告書（令和7年度分）＞

指定管理者の名称：みえ県民交流センター運営委員会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① センター管理運営事業の実施に関する業務

ア 管理運営

- ・みえ県民交流センターの総合案内の役割を担い、NPOや広く県民の皆さんを対象に、市民活動や国際交流・多文化共生の推進を目的としたセミナーやイベントを実施した。
- ・利用者のセンター内WIFI環境へのニーズも高く、センターでのオンラインによる会議の利用が増加している。
- ・県民の皆さんのNPOへの関心や市民活動への参加を促すため、ホームページやWEBマガジンにてセンターの利用案内や事業情報、また、市民活動やボランティアに関する情報を発信した。また、SNSも活用して、積極的に情報発信に取り組んだ。
- ・4名の外部委員による外部委員会の開催（2回）、施設の利用者や施設のオンライン環境についてのアンケートの実施により得られた意見や助言等をふまえ、施設管理や業務改善を行った。
- ・センターの利用件数は、交流スペース（A）とミーティングルーム合計で745件と令和6年度（796件）より減少した。

イ 講座・研修の実施

- ・「NPOグレードアップセミナー」を実施し、「市民活動センターの今とこれから～中間支援組織は何を担うか～」をテーマに、NPO支援組織の誕生の経緯や指定管理制度、官民協働の変化、これからのNPO支援組織に必要とされる力について学んだ。
- ・「協創シンポジウム」を実施し、「NPOが事業継続・発展するための地域の資金提供のしくみ」と題して、講師を招いての講演や、NPOに資金提供している5団体の事業説明、NPOが現状どのように収入源を確保しているかの発表とフリートークを行った。
- ・「多文化共生深堀り講座」を2回開催し、1回目は「多文化共生の今を語り合う」と題し、日本人と外国人が共に暮らす社会をどう作っていくかについて、三重、愛知、岐阜で「多文化共生」の活動をしている団体とパネルトークやフロアセッションを行った。2回目は、「食べて、笑って、おしゃべりPARTY」と題して、三重県で暮らす外国人の方に参加いただき、各国の文化や食の紹介など楽しく気軽に交流できる場とした。
- ・「グローバル市民講座」として、「平和」をテーマに世界や日本の情勢を見つめ直し、「平和を実現するためにできること」について語り合うトークセッションを実施した。
- ・WEBマガジン「R/LEADER Plus」を年6回発行した。

ウ 「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」運営に関する業務

- ・MVSCの幹事団体として、県の図上訓練や月1回の幹事会に参画した。
- ・MVSCの機能強化に向けたワークショップや勉強会に参画し、幹事団体や関係機関等との連携を強化するとともに、令和7年9月に発生した大雨水害でMVSCが設置された際には、現地の支援情報を収集するなど、MVSCの運営に積極的に携わった。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・利用者の安全・安心の確保を第一に、快適にセンターを利用できるよう施設や備品の適切な管理および維持に努めた。とりわけ、人目につきにくい場所の安全衛生対策や不具合のある備品の修繕や入れ替えを行った。
- ・利用者の要望に対応し、より利用しやすい施設となるよう改善に努めた。その一環として、センター入口前に総合案内看板を設置するなど、施設の利便性の向上に努めた。
- ・引き続き照明や空調の省エネルギー対策を実施した。

③ 県施策への配慮に関する業務

- ・県総合計画やダイバーシティみえ推進方針などの施策について県と意見を交わして事業を立案し、実施した。
- ・みえ県民交流センター条例を遵守し、みえパートナーシップ宣言、三重県多文化共生推進計画をふまえて事業を実施するとともに、職員の働き方改革などにも取り組んだ。
- ・三重県の環境基準に基づき、節電、リサイクル、再生紙の利用など環境に配慮した取組を行った。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務 ・三重県情報公開条例に基づき、「情報公開規程」を整備し、確実に対応できる体制をとっている。 令和7年度に開示請求はなかった。 ・基本協定書第12条に基づき、個人情報を適切に取り扱った。			
⑤ その他の業務 特になし。			
(2) 施設の利用状況			
	R7年度目標	R7年度実績	達成率
みえ県民交流センター利用者数 ＜指定管理対象施設分＞（人）	63,000	45,845	72.8%
交流スペース・ミーティングルーム他（人）	-	44,324	-
イベント情報コーナー（人）	-	1,521	-

2 利用料金の収入の実績

令和7年度実績	931,360 円
---------	-----------

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

収入の部			支出の部		
	R6年度	R7年度		R6年度	R7年度
指定管理料	29,794,000	31,332,000	事業費	27,128,801	27,039,149
利用料金収入	965,270	931,360	管理費	666,300	740,280
その他の収入	1,219,440	1,264,468	その他の支出	1,973,570	2,277,965
合計 (a)	31,978,710	33,527,828	合計 (b)	29,768,671	30,057,394
収支差額 (a)-(b)	2,210,039	3,470,434			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	99,310 円
---------	----------

4 成果目標とその実績

(1) 県が示す成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
センター来館者数 (指定管理対象施設及びイベントへの来館者)	63,000 人／年	45,845 人／年
オンラインを活用したNPOの割合	80%	90.0%
事業参加者の満足度	85%	95.5%
(2) 指定管理者の成果目標		
目標項目	目標値	目標に対する実績
県民応援NPOプロジェクトにて選定された団体の伴走支援	3 団体／年	3 団体／年
企業等とNPOのマッチング件数	5 件／年	5 件／年
教育機関での市民教育の実施件数	3 件／年	2 件／年
今後の取組方針	・利用者の安心・安全を確保し、また施設の特性を生かし、対面とオンラインをうまく組み合わせて利用者ニーズに対応したセミナーやシンポジウムなどを開催し、成果目標達成を目指す。 ・各地の中間支援組織と連携を図り、県域のセンターとしての役割、専門性を高める。 ・ホームページやWEBマガジン、SNSによる情報発信を強化し、市民活動、国際交流の促進を目指す。 ・施設利用及び事業の満足度がより高まるよう、施設利用者を対象にしたアンケートや、事業参加者のアンケートから、県民のニーズを把握し、必要かつ魅力的な施設運営や事業実施を行う。 ・企業等とNPOのマッチング件数、教育機関での市民教育の実施件数の成果目標を設定し、企業とNPOの協働事業の支援や市民社会を作る次世代育成に注力をし、社会課題の解決を促す効果的な事業を実施する。	

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R 6	R 7	
1 管理業務の実施状況	A	A	(1) 施設の維持管理 ・多様な組織が入居する3階フロアの総合案内の役割を果たした。 ・人目につみにくいトイレ等の場所の定期的な見回りをするなど安全面を強化し危機管理体制を整備した。 ・施設、備品を適正に管理するとともに、外部委員会が出された助言や提案、利用者アンケートの実施を通して出された意見や提案をもとにサービスや管理方法を改善した。 (2) 市民活動及び国際化に関する事業 ・「第4回県民応援NPOプロジェクト」では、団体の事業の発展・強化に向けて、企業や県民から募った寄付金を3団体に提供するとともに、伴走支援を実施し、目標(3団体)を達成した。医療的ケアが必要な方々の社会参画を支援する団体や、子どもたちの居場所づくりに取り組む団体への伴走支援を行った。また、「第5回県民応援NPOプロジェクト」の募集を令和7年12月より開始し、書類審査、公開審査を経て新たに3団体を採択した。 ・協創シンポジウムでは、コミュニティ財団他、民間の助成団体等をゲストに県内のNPO6団体を交えての情報提供、意見交換を行った。

			・グレードアップセミナーでは、「市民活動センターの今とこれから～中間支援組織は何を担うか～」をテーマにこれからのNPO支援組織に必要とされる力について学んだ。 ・国際化の推進に関しては、「多文化共生」については2回事業を行い、日本人と外国人がお互いの文化の違いを認め合い、ともに暮らす社会をどう作っていくかについて意見交換、外国人住民が主体となって交流する機会となった。「グローバル市民講座」は、「戦後80年、真の平和を問う」をテーマに世界や日本の情勢を見つめ直し、「平和を実現するためにできること」について語り合う時間をもった。 ・ホームページ、SNSを積極的に更新し、またWEBマガジンを（年6回）発行し、県民をはじめ、市民活動やNPOにとって有益な情報を発信した。 （3）「みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）」の運営に関する業務 ・みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）の幹事団体として、幹事会に計9回参画した。 ・ワークショップ、勉強会、県域情報共有会議訓練、県の総合訓練、全国域三社連携訓練、JVOD災害中間支援組織全体会に参画した。 ・4～5月に輪島情報共有会議に出席した。 ・令和7年9月に発生した大雨水害でMVSCが設置された際には、現地の支援情報を収集するなど、MVSCの運営に積極的に携わった。臨時会に計4回参画した。
2 施設の利用状況	B	B	・センターの来館者は45,845人であり、令和6年度（39,793人）に比べ増加傾向にはある。しかし、目標数値には至っていない。 ・利用団体数は延べ2,436団体と令和6年度（2,515団体）より減少した。 ・ホームページ（団体情報サイト、WEBマガジン含む）のユーザーアクセス数は50,803件であった。 ・県民の方に1杯100円のコーヒーサービスを実施し、その売り上げを市民活動団体へ寄付につなげた。（10団体へ計35万円を寄付。）
3 成果目標及びその実績	B	B	・センター来館者は45,845人であり、目標数値63,000人の72.8%である。 ・事業参加者の満足度は、85%以上の成果目標に対して95.5%であった。 ・オンラインを活用したNPOの割合は、80%以上の成果目標に対して90.0%であった。 ・県民応援NPOプロジェクトの伴走支援を3団体（目標値3団体）行った。 ・企業等とNPOのマッチングは5件（目標値5件）行った。 ・教育機関での市民教育の実施は2件（目標値3件）行った。

※評価の項目「1」の評価：

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」、「3」の評価：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 成果目標について、「センター来館者数」、「教育機関での市民教育の実施件数」は目標を達成できなかったが、「オンラインを活用したNPOの割合」、「事業参加者の満足度」、「県民応援NPOプロジェクトにて選定された団体の伴走支援」、「企業とNPOのマッチング」においては、目標を達成できた。 (2) 残されている課題 ・多様化、複雑化する社会の諸課題を解決、改善するため、地域の市民活動やNPOに求められる情報やスキルを提供することが必要である。また、市民活動やNPOなどを支援する中間支援組織の基盤・機能の強化を行えるよう支援が必要である。 ・県民の皆さんに市民活動やNPO、センターの事業を知っていただき、参加いただくための情報基盤を強化することが必要である。 ・企業や教育機関との連携強化による多様な主体による事業展開を図っていく必要がある。 ・職員の専門性向上と、ファシリテーション、コーディネーション、企画立案、評価などのスキルアップを図る必要がある。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 成果目標の達成ができるよう、引き続き、社会ニーズ、利用者ニーズを把握し取組を進める。 (4) その他 (県民ニーズの把握) ・セミナー等事業参加者のアンケートや施設利用者へのアンケートを行い、その結果を施設管理や事業運営に活かした。また外部委員会での業務に関する助言提案を反映した。 (企業や教育機関との連携) ・三重県内の企業や教育機関との連携事業を実施した。 (業務執行体制の整備) ・多様な世代の職員を雇用し、それぞれが有する情報やコミュニケーションツールの違いといったそれぞれの経験や世代による特質を活かして事業を企画し実施した。 (施設の適正な維持管理の実施) ・快適で安全・安心な利用環境の提供、施設の適正な維持管理に努めた。今後も県域の拠点として、より一層利用しやすい施設づくりに努める。
---------------	---

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和7年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水 2566 番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 稲垣 清文 （津市高茶屋 4 丁目 4 8 番 8 号）
指定の期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県交通安全研修センターの運営業務 2 三重県交通安全研修センターの維持管理業務 3 三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 4 その他の業務

2 施設設置者としての県の評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	R6	R7	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B			幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の県民に対して、交通事故情勢やニーズを反映したカリキュラムによる質の高い交通安全教育を提供するとともに、対象者別のマニュアルを作成し地域等の交通安全教育の指導者へ提供する等、県交通安全教育の中核施設としての役割を果たしている。
2 施設の利用状況	B	B			利用者数は 4,317 人となり目標未達となったものの、令和6年度と比較し 215 人増となった。（目標値：6,000 人） 指導者向け研修受講者数については 18 人減となったものの、高齢者研修受講者数は高齢者団体への積極的な呼びかけ等を重ねた結果 88 人増となった。 また、夜間特別研修、自転車指導者研修会のほか、令和7年度には新たに幼稚園児と保護者を対象とした親子交通安全研修を実施し、ニーズに応じた専門的な研修を展開した。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標4項目のうち、受講者数に係る3項目について、いずれも目標未達となったものの、企業や未就学児による受講の増加等により、利用者数は令和6年度から 215 人増となった。 また、「利用者の満足度」については 97.3%と高い水準で成果目標を達成しており、質の高い研修を実施することができている。（目標値：90.0%）

※「評価の項目」の県の評価：

「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	(1) 成果目標に対する達成度 ・ 4つの成果目標のうち、利用者数等3項目で目標未達となったものの、前年度と比較し「利用者数」は215人増、「高齢者研修受講者数」は88人増となり、「利用者満足度」については97.3%と高い水準で目標を達成していることから、質の高い研修を実施することができていると評価できる。 ・ 指定管理者独自の数値目標である「ホームページアクセス回数」、「メールマガジン発信回数」及び「広報誌発行回数」については、全て目標を達成しており、指定管理者の積極的な情報発信について、一定の成果が認められる。 (2) 残されている課題 ・ 利用者増に向け、市町や関係機関・団体との連携を強化し、積極的なPRを展開することにより、施設の認知度向上や利用しやすい環境整備に努める必要がある。 ・ 高齢化に伴い、高齢者が被害者・加害者となる事故の割合が高い傾向が続いている現状をふまえ、高齢者研修の利用拡大に努める必要がある。 (3) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 引き続き、県民ニーズや交通情勢をふまえたカリキュラムの提供による利用者満足度の維持向上及び積極的な利用案内、広報等による利用者数・各種研修受講者数の増により、成果目標の達成に向け取り組む必要がある。 (4) その他 (県民ニーズの把握等) ・ 研修時に利用者アンケートを実施するとともに、利用団体の代表者等で構成される「事業内容等評価検討委員会」を年1回開催し、県民ニーズの把握に努めた。 (県民サービス向上等) ・ 子どもの交通死亡事故の発生を受け、地域で子どもの通学を見守る保護者団体等を対象とした街頭指導研修や、幼稚園児と保護者を対象とした親子交通安全研修を実施する等、県内の交通情勢、ニーズを反映した研修を新規で実施するほか、ホームページをリニューアルし利用者の利便性を高める等、県民サービスの向上を図った。 (施設の適正な維持管理の実施) ・ 設備や機器について、チェックリストに基づき日常点検を実施し、記録簿を整備するとともに、必要に応じ専門の外部事業者による保守点検を実施し、適切に維持管理を行っている。 以上のことから、三重県交通安全研修センターの管理者として、概ね適切な実績を残していると評価できる。引き続き、成果目標の達成に向け、企業・団体等への案内及び各種媒体を通じた積極的な広報により施設の周知に努める等、利用者数増に向けた取組を推進するとともに、対象に応じた専門的かつ高度な交通安全教育の実施により、県交通安全教育の中核施設としての役割を果たすことを期待したい。
--------	---

＜指定管理者の評価・報告書(令和7年度分)＞

指定管理者の名称：一般財団法人三重県交通安全協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

① 交通安全研修センター運営事業の実施に関する業務

ア 交通安全に関する教育の実施に関する業務

・「参加・体験・実践」型の交通安全研修事業

年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じて、研修目的を明確にした個別のカリキュラムを作成し、「参加・体験・実践」型の団体研修を実施した。(638 団体、4,317 人)

・指導者養成・資質向上事業

地域・職域等で交通安全教育を推進する交通安全教育指導者の養成・資質向上を図るため、指導者に特化した研修カリキュラムを実施したほか、教職員等を対象とした「自転車交通安全教育指導者研修会」、企業・団体の交通安全指導者を対象とした「交通安全夜間特別研修会」、市町の交通安全教育指導員を対象にした「交通安全教育指導員研修会」等の特別研修を実施した。

(計 159 回、1,219 人)

また、対象別に活用できる指導者用マニュアルとして、「子ども向け」「一般ドライバー向け」「高齢者向け」の3類型を、年齢や日常の交通手段を考慮し、また、法改正や時勢の課題、三重県内の実態などを反映して作成し、地域・職域等で交通安全教育に携わる指導者へ配布した。

イ 施設の運営に関する業務

・県内の各種団体等に研修参加を働き掛け、センターの周知・新たな需要の掘り起こしによる参加者の拡大に努め、215 人の利用者数増につなげた。

面談による案内：94 件（国県市町 29 団体、企業 34 社、学校 4 校、高齢者関連 6 団体、その他 21 団体）

会合に参加しての案内：33 件（企業等 4,556 団体）

電話による案内：23 件（国県市町 1 団体、企業 2 社、学校 15 校、高齢者関連 4 団体、その他 1 団体）

・子ども向け研修では、屋内歩行研修コースを実際の交通環境に近づけるために、見通しの悪い街角、踏切に電車の絵を掲出するなど、臨場感を高める工夫をした。

・オリジナルキャラクター「みまも」をデザインした「反射タックルバンド」等の啓発物品を制作し、研修参加者及び県内の交通安全協会の窓口を通じて配布した。

・部外から教育、高齢者、交通関係団体、一般企業の有識者等を委嘱した「事業内容等評価検討委員会」を画面形式で実施し、事業全般について評価検証を行い、今後の運営改善に当たった。

ウ 交通安全に関する情報提供、資料の収集及び提供に関する業務

・県内の交通安全教育の拠点施設としての活用を促進するため、ホームページやSNSを活用するとともに、メールマガジン配信（年 12 回）、広報誌発行（年 4 回）等を通じ、県内の事故発生状況・注意喚起や交通安全に関する情報の提供に努めた。

・高齢者対策として、高齢者の身体的特性及び歩行時・自転車乗車時・自動車運転時における各注意事項を掲載した「高齢者のための交通安全テキスト」を作成、配布した。

・自転車事故防止対策として、点検要領から事故実態などをまとめた「自転車テキスト」を作成、配布した。

・教育機関・企業等へ専門性の高い各種交通安全DVDの貸出を行い、各所での交通安全教育を支援した。また、貸出用DVDについては、ホームページにカテゴリー別の作品リストを掲載するなど、選びやすい環境を整備した。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

・各種施設・設備・機器については、「機器点検表」に基づき毎日始業前点検及び打合せを励行するとともに、専門の外部保守点検業者との委託契約のもと点検項目に沿った随時及び定期的な保守点検整備を行い、良好な利用環境の維持に努めた。また、軽易な修繕は職員で対処し、経費の縮減に努めた。

・各種感染症拡大防止のため、施設や機器を定期的に消毒するとともに、手指の消毒剤を各所に配置しこまめに消毒ができる環境とした。

③ 県施策への配慮に関する業務

・人権尊重のための取組

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨を職員に徹底させるとともに、障がい者、高齢者、外国人、性別等にとらわれず、誰もが快適に交通安全研修を受講できる環境づくりに努めた。また、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等さまざまなハラスメントを許さない公正で明るい職場環境づくりに努めた。

- ・男女共同参画社会実現への取組
研修センターの事業評価、事業内容検討の場に女性の登用を図るとともに、女性の交通安全教育指導員の配置など、男女共同参画の視点をふまえ、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる事業の実施に努めた。
 - ・ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりに向けた取組
物品等の購入に際し、可能な限りUD商品を選定した。また、小学生の団体研修実施時にエレベーターの点字付き操作ボタン、身体障がい者用トイレ、聴覚障がい者に対する配慮を示す「耳マーク」等について説明し、障がいの有無、性別等にかかわらず、全ての人が社会のあらゆる活動に参加でき、安全・安心な生活を営むことができるまちづくりについて理解を深めることに努めた。
 - ・持続可能な循環社会の創造に向けた環境保全活動への取組
ごみの分別、資源のリサイクルを実施するとともに、再生紙の利用、コピーの両面印刷等により省資源化に努めた。また、研修の実施に際し、アイドリングの自粛やエコドライブの促進を図るとともに、休憩時間帯の節電等に取り組み、職員・利用者の環境に対する意識の高揚とその実践に努めた。
- ④ 情報公開・個人情報保護に関する業務
- ・基本協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、個人情報の安全管理に関する責任体制を整備し、適切に対応した。
 - ・個人情報の取得は必要最小限とし、取得した個人情報は厳重管理の上、不要となった情報は速やかにシュレッダー処理を行った。
 - ・令和7年度中の情報開示請求はなかった。

(2) 施設の利用状況

	目標	令和7年度 実績	令和6年度 実績
利用者数（人）	6,000	4,317	4,102
指導者養成・資質向上研修受講者数（人）	2,000	1,219	1,237
高齢者研修受講者数（人）	600	409	321

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

収入の部			支出の部		
	R 6	R 7		R 6	R 7
指定管理料	41,855,000	42,339,000	事業費	17,418,621	16,889,294
利用料金収入			管理費	24,436,379	25,449,706
その他の収入	0	0	その他の支出	0	0
合計 (a)	41,855,000	42,339,000	合計 (b)	41,855,000	42,339,000
収支差額 (a)-(b)	0	0			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

(1)成果目標			
目標項目	目標値	目標に対する実績	達成率
(研修事業)			
利用者数（人）	6,000	4,317	72.0%
指導者養成・資質向上研修受講者数（人）	2,000	1,219	61.0%
高齢者研修受講者数（人）	600	409	68.2%
利用者の満足度（%）	90.0	97.3	108.1%
(2)指定管理者独自の数値目標			
目標項目	目標値	目標に対する実績	達成率
(研修)			
ホームページアクセス回数（回）	50,000	91,819	184%
メールマガジン発信回数（回）	12	12	100%
広報紙発行回数（回）	4	4	100%
今後の取組方針	令和7年度は、第6期指定管理期間5年の最終年度であり、各種感染防止対策を適切に実施することを含め利用者の安全を確保し、年齢・業務の形態等の受講者の特性に応じた研修を行った。また、研修参加者は、前年度と比較すると団体研修受講者は215人増（5.2%増）となったものの、指導者養成・資質向上研修受講者は減少する結果となり、受講者数に係る成果目標はいずれも達成することができなかった。 令和8年度は、各種団体等への訪問活動等により研修参加者の更なる増加を図る。		

5 管理業務に関する自己評価 ※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	R6	R7	
1 管理業務の実施状況	B	B	・業務計画書、運営方針に基づき、管理業務や事業展開を推進した。 ・各市町の交通安全担当課、社会福祉協議会及びシルバー人材センター等の訪問、各種会合等での利用案内を行い、積極的に利用者増を図った。（今年度 4,556 団体、累計 16,757 団体） ・指定管理業務に係るPDCAを毎年継続的に業務の見直しを図るとともに、茨城県にある安全運転中央研修所や各種研修を職員に受講させるなどして、職員の知識の質的向上を図った。
2 施設の利用状況	B	B	・指導者養成・資質向上研修受講者数等は減少した一方、企業・団体による研修の増加等により、受講者数は増加となった。 ・幼児から高齢者まで、幅広い世代に「参加・体験・実践」型の交通安全教育を実施するとともに、各市町の交通安全担当者や交通教育指導員を対象に、指導者に特化した研修カリキュラムを実施したほか「夜間特別研修」や「自転車指導者研修会」などの特別研修を実施し、地域や職場での指導者を養成した。
3 成果目標及びその実績	B	B	・成果目標4項目中、利用者数及び各種研修受講者数に係る3項目において成果目標未達となったものの、利用者満足度は97.3%と高い水準で成果目標を達成することができた。（目標：90.0%） ・指定管理者独自の成果目標であるホームページアクセス数やメールマガジン配信数、広報紙発行回数など、広報に係る項目は全て目標を達成した。

※評価の項目「１」の評価：

「Ａ」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「Ｂ」 → 業務計画を順調に実施している。
「Ｃ」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「Ｄ」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「２」「３」の評価：

「Ａ」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「Ｂ」 → 当初の目標を達成している。
「Ｃ」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「Ｄ」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	(１) 成果目標に対する達成度 利用者数及び各種研修受講者数に係る３項目において目標未達となったものの、利用者満足度は97.3%と高い水準で目標を達成できた。 また、指定管理者の独自成果目標であるホームページアクセス回数及びメールマガジン発信回数、広報紙発行回数については、３項目全て目標を達成できた。 (２) 残されている課題 ・各種研修受講者数の増に向け、市町や関係機関・団体との連携の強化を図る必要がある。また、県内の企業・団体に対し積極的なPRを展開し、施設の認知度向上に努める必要がある。 ・社会の高齢化に伴い、高齢者が事故の被害者・加害者となるケースが増加している現状を踏まえ、研修を通じ、高齢者の交通事故防止に貢献するため、高齢者団体研修の利用拡大に努める必要がある。 (３) 翌年度に取り組むべき成果目標の設定 指定管理者として、引き続き各成果目標の達成に向けて取り組む。 (４) その他 (県民ニーズの把握) 研修受講者に対し、アンケートを実施するとともに、参加団体の代表者等で構成される「事業内容等評価検討委員会」を開催し、県民ニーズの把握に努めた。 (県民サービス向上) 子どもの交通死亡事故の発生を受け、地域で子どもの通学を見守る保護者団体等を対象とした街頭指導研修や、幼稚園児と保護者を対象とした親子交通安全研修を実施するなど、交通情勢を踏まえた適切な業務運営に努めた。 ホームページをリニューアルし、施設案内、予約状況、DVD貸出に関する情報をよりわかりやすく掲載することで、利用者の利便性向上に取り組んだ。 (施設の適正な維持管理の実施) ・設備・機器等について、必要に応じ専門の外部事業者による保守点検を実施するとともに、毎日の点検を実施し、良好な利用環境の維持に努めた。 ・「危機管理マニュアル(研修センター作成)」「震災及び火災等の対応マニュアル(運転免許センター作成)」等に基づき、防災訓練の実施等危機管理を行い、安全・安心な受講環境の確保に努めた。
---------------	---

指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価

施設所管部名：環境生活部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県交通安全研修センター（津市垂水 2566 番地）
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県交通安全協会 会長 稲垣 清文 （津市高茶屋 4 丁目 4 8 番 8 号）
指定の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	1 三重県交通安全研修センターの運営業務 2 三重県交通安全研修センターの維持管理業務 3 三重県交通安全研修センターの管理上必要な業務 4 その他の業務

2 管理業務の実施状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	B		新型コロナウイルス感染症拡大時には、感染症感染拡大防止対策について適切に対処し、安全安心な施設運営に努めた。 歩行、自転車乗用中、飲酒運転、危険予測、高齢者等、様々なカテゴリーから選択可能とするため、DVD 内容紹介リストをホームページに掲載するほか、玄関や 1 階エレベーター前に大型案内ボードを設置する等、利用者の利便性向上を図った。 利用者アンケート等により満足度や意識の変化、県民ニーズを把握し、センター運営に係る検証等、事業評価を適正に行うことにより、PDCA サイクルによる継続的な業務改善を行った。
R4	B		
R5	B		
R6	B		
R7	B		

3 施設の利用状況

	指定管理者 の自己評価	県の評価	全期間におけるコメント
R3	C		教員や地域の交通指導者等が活用できる対象別のマニュアルを作成・提供し、県内交通安全教育の質の向上と普及を牽引した。 法令改正に伴う自転車研修ニーズの高まりや新モビリティである電動キックボード研修、子どもの交通死亡事故発生による保護者団体等を対象とした街頭指導研修を実施する等、県民ニーズや県内の交通情勢に応じた特別研修を実施しサービスの改善・向上に取り組んだ。 関係機関への訪問活動のほか、ホームページをリニューアルし、施設案内、予約状況および DVD 貸出に関する情報をより分かりやすく掲載することにより、利用者の拡充に努めた。
R4	B		
R5	B		
R6	B		
R7	B		

4 管理業務に関する経費の収支状況(全期間)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
指定管理料	200,629,906	事業費	78,326,275
利用料金収入	0	管理費	122,346,631

その他の収入	0	その他の支出	0
合計 (a)	200,629,906	合計 (b)	200,672,906
収支差額 (a)-(b)	▲43,000		

※参考

利用料金減免額	-
---------	---

5 成果目標及びその実績

	指定管理者の自己評価	県の評価	全期間における成果目標及びその実績						
			成果目標項目	目標値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 実績値
R3	C		利用者数	6,000 人以上	2,221 人	3,377 人	3,862 人	4,102 人	4,317 人
R4	B		指導者養成・資質向上研修受講者数	2,000 人以上	816 人	1,127 人	1,334 人	1,237 人	1,219 人
R5	B		高齢者研修受講者数	600 人以上	160 人	292 人	427 人	321 人	409 人
R6	B		利用者の満足度	90.0% 以上	95.8%	96.8%	96.6%	97.4%	97.3%
R7	B								
全期間におけるコメント									
4 項目中 3 項目において目標を達成することができなかったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく落ち込んだ利用者数は回復傾向にある。また、利用者満足度については、目標を大きく上回る 95%超の高水準を維持しており、県内の交通情勢や県民ニーズに応じた研修の実施およびマニュアルの継続的な改良等によるサービス向上の取組が反映された結果と考えられ、適切な管理運営が行われていると評価できる。									

6 総括評価

○ホームページをリニューアルし、施設紹介、予約状況等をよりわかりやすくする等、利用者の利便性向上を図る取組を行うほか、県内の交通情勢を踏まえ、街頭指導研修、親子交通安全研修等の特別研修を実施する等、利用者のニーズに沿った事業運営が行われている。 ○全国的に大きな問題となっている高齢者の事故防止対策として市町等と連携した「パークアンドバスライド方式シニアラーニング」を積極的に実施するほか、高齢者の利用、高齢者交通安全指導者の養成を拡充するため、関係機関を訪問し受講を呼びかけるほか、高齢者向けの指導マニュアルを作成・提供する等の取組を行っている。 ○新型コロナウイルス感染症拡大時には利用者数が大幅に減少したが、交通安全DVD貸出の拡充やSNSを活用したタイムリーな情報提供を行う等、対面研修が困難な状況下においても交通安全教育の普及に努め、5 類移行後は積極的な訪問活動・広報活動により利用者数の回復を図り、毎年度着実に増加させている。 ○ホームページやSNS、メールマガジン等を活用した情報発信を行い、企業・団体への積極的な周知・PR活動を展開することにより、センターの認知度向上と利用促進に努めている。 ○危機管理マニュアルを整備し、防災訓練・避難誘導訓練を定期的に行うとともに、毎日の設備機器等の点検を実施することにより、常に安全・安心な施設づくりを意識して管理運営を行っている。 ○県民のニーズを把握し、きめ細かなサービスの提供や魅力ある事業展開に努めており、専門的かつ高度な「参加・体験・実践」型教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として管理運営されてきたものと評価する。

※「2 管理業務の実施状況」の自己評価：

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※「3 施設の利用状況」、「5 成果目標及びその実績」の自己評価：

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価：

- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

13 指定管理候補者の選定過程の状況について

1 趣旨

令和8年度末において、環境生活部が所管する公の施設のうち、次の施設の指定管理期間が終了します。この施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和9年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めており、その選定過程の状況について報告いたします。

2 施設の概要および次期の指定の期間

施設の名称	所在地	次期の指定期間
(1) みえ県民交流センター	津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階	令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 14 年 3 月 31 日（5 年間）

※選定過程内容の詳細は次ページ以降を参照

(1) みえ県民交流センターに係る指定管理候補者の選定過程の状況について

1 概要

みえ県民交流センターについては、現在の指定管理期間が令和9年3月末で終了することから、現在、令和9年4月からの次期指定管理者の募集・選定手続きを進めています。

指定管理候補者を公正かつ適正に選定するため、みえ県民交流センター条例に基づき、外部の有識者等で構成する「みえ県民交流センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置しました。

令和8年7月7日に開催した第1回選定委員会において審査基準及び配点表を決定し9月4日から募集を行ったところ、1団体から申請があり、10月2日に開催した第2回選定委員会において、申請者から提出された事業計画書を基にヒアリング審査を行い、指定管理候補者を選定しました。

2 進捗状況

令和8年7月7日	第1回選定委員会（審査基準及び配点表の決定）
	・ 選定委員……別紙1のとおり
	・ 審査基準及び配点表……別紙2のとおり
7月16日～28日	募集要項の配布
8月4日	応募者説明会（参加数：2団体）
9月4日～18日	申請の受付
10月2日	第2回選定委員会（ヒアリング審査）

3 選定状況

申請書の提出があった団体数 1団体
 ・ 特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター

4 事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙3のとおり

5 今後の予定

(1) 指定管理者の指定

令和8年11月定例会月会議において、指定管理者の指定について議案を提出し、議決を経て、次期指定管理者を指定します。

(2) 協定の締結

令和9年3月末までの間に次期指定管理者と施設の管理に関する協定を締結します。

(3) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

みえ県民交流センター指定管理者選定委員会委員

(敬称略)

役 職	氏 名	出身団体等名称・役職
委 員 長	ほん 性旭 洪	三重大学人文学部 准教授
副委員長	まつおか やすのり 松岡 保範	亀山市市民文化部まちづくり協働課 課長
委 員	いとう ひろし 伊藤 裕史	公募委員
委 員	なかがわ かおり 中川	楠井法律事務所 弁護士
委 員	やまだ りつこ 山田 梨津子	ミライズ税理士法人 山田梨津子公認会計士事務所 公認会計士

みえ県民交流センター指定管理者審査基準及び配点

別紙2

1. 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

				備考	
審査項目		審査内容	配点	募集要項	事業計画書
管理運営の総合的な基本方針	1-1	施設運営にかかる基本方針と、5年間の方向性(ビジョン)が明確になっているか	10	全般	1(1)
利用者の公平、公正な利用	1-2	基本方針が利用の平等性の観点から適切か	10	1全般	1(1)
	1-3	事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか	10	4全般	2、3
企業(団体)の社会的責任	1-4	企業(団体)倫理・コンプライアンス(法令遵守)・環境配慮への対応は適切か	10	4(1)ク(オ)	1(2)
小計			40		

2. 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目		審査内容	配点	募集要項	事業計画書
施設、機器、備品等の効率的で安定的な維持管理	2-1	施設、機器、備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか	10	4(1)キ	2(1)
危機管理体制や緊急時の対応	2-2	緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10	4(1)ク(ウ)	2(2)
	2-3	研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか	10	4(1)ク(ウ)	2(2)
利用者の安全確保対策	2-4	利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか	10	4(1)ク(ウ)	2(3)
	2-5	危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見やその措置は適切な提案がなされているか	10	4(1)ク(ウ)	2(3)
個人情報保護対策	2-6	チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか	10	3(5)	2(4)
	2-7	職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか	10	3(5)	2(4)
小計			70		

3. 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

審査項目		審査内容	配点	募集要項	事業計画書
施設等の利用	3-1	利用者対応、センター内の情報の活用、日常の管理業務等に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)ア (ア)~(ク)、(コ)	3(1)ア~ク、コ
	3-2	利用料金の設定、收受、減免等の方法に関し、適切な提案がなされているか	10	4(1)ア(ケ)	3(1)ケ
市民活動促進及び国際化・多文化共生の推進	3-3	次世代の市民活動への参画促進に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)イ(ア)	3(2)ア
	3-4	市民活動団体等への伴走支援に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)イ(ア)	3(2)ア
	3-5	市民活動団体と多様な主体との連携促進に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)イ(ア)	3(2)ア
	3-6	国際化・多文化共生の推進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)イ(イ)	3(2)イ
市民活動・国際化及び多文化共生推進に関する情報の受発信	3-7	ホームページ等の設置及び管理運営に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)ウ(ア)	3(3)ア
	3-8	ウェブマガジンの発行及び発信に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)ウ(イ)	3(3)イ
	3-9	団体情報データ調査・活用に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)ウ(ウ)	3(3)ウ
NPO支援組織等の機能向上・連携交流	3-10	NPO支援組織等の人材育成・活動基盤強化に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)エ(ア)	3(4)
	3-11	県内のNPO支援組織との連携・交流に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)エ(イ)	3(4)
みえ災害ボランティア支援センターとの連携・協働	3-12	平時、発災時の連携や取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)オ	3(5)
市民活動団体等と連携した被災者支援	3-13	行政、社会福祉協議会、NPO等の連携強化に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)カ	3(6)
	3-14	市民活動団体のネットワークづくりに関し、より有効で具体的な方策が提案されているか	10	4(1)カ	3(6)
利用者のサービス向上への取組	3-15	利用者のサービス向上につながるような独自の提案がなされているか	10	4全般	3(7)、(12)
	3-16	施設の稼働率や魅力などを高めるための具体的な提案がなされているか	10	4全般	3(8)
	3-17	利用者の声の把握及び反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	10	4全般	3(9)
成果目標	3-18	成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか	10	4(2)ア	3(10)
	3-19	提案された達成すべき成果目標は、具体的に適切な提案がなされているか	10	4(2)イ	3(11)
総合評価	3-20	当該指定管理業務について、業務の趣旨を理解し、専門性、先進性、広域性、補完性を満たす提案がなされているか	10	4全般	全般
小計			200		

4. 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

審査項目		審査内容	配点	募集要項	事業計画書
収支計画の積算の考え方	4-1	収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10	3(7)、6	4(1)
	4-2	提案された事業が十分実施できる計画となっているか	10	3(7)、6	4(1)
コスト削減の考え方	4-3	実効性がありかつ創意工夫がある経費の節減方策が提案されているか	10	3(7)、6	4(2)
小計			30		

5. 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

審査項目		審査内容	配点	募集要項	事業計画書
法人等の財政的基盤	5-1	施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか	10	全般	事業報告 収支決算書等
法人等の組織体制、勤務体制	5-2	事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか	10	4(1)ク(ア)	5(1)
	5-3	事業計画書に沿った管理運営を実施するための組織体制や責任体制は適切であるか	10	4(1)ク(ア)	5(2)
	5-4	提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか	10	4(1)ク(ア)	5(3)
	5-5	正規職員の人材育成につながる方針となっているか	10	4(1)ア(コ)	5(4)
人材育成方針、研修計画	5-6	全職員に対し業務に必要な研修があるか	10	4(1)ク(ア)	5(4)
小計			60		
合計			400		

※備考欄は、募集要項及び事業計画書の主な関連項目です。審査項目とは、必ずしも1対1で対応するものではありません。審査は事業計画書等の審査及びヒアリングを実施して、総合的にを行います。

(様式3)

別紙3

みえ県民交流センター事業計画書の要旨

申請者名	特定非営利活動法人みえ NP0 ネットワークセンター
管理経営方針	(県民、特に次世代の関心の向上) 県民、特に若い世代のボランティア・市民活動への関心が高まる情報提供、事業実施、施設管理を行います。 (県民、特に次世代の参加促進) 当センターと県内各地の市民活動センターが連携をし、県民、特に次世代の事業やプロジェクトへの参加を促す取組を行います。 (市民活動の充実と発展) 県内外の市民活動センターや中間支援組織、企業、行政等と連携し、県内の市民活動団体・NP0 を支援し、市民活動の充実と発展を図ります。 (情報のキーステーション) 県内外の市民活動に関する情報を収集・発信します。動画を使って発信し、わかりやすくインパクトのある情報提供を行います。 (国際化・多文化共生推進の拠点) 三重県に暮らす外国人住民の課題、地域住民が外国人住民と共に暮らすための課題を共有し、共に解決する関係性を育む支援を行います。 (多様な主体の協働の実現) 課題に直面した際に協働体制が組めるよう、日常的に多様な主体との関係性を育み、情報共有、コミュニケーションを図ります。 (誰もが利用しやすい施設に) さまざまな利用者の立場に立ち、誰もが利用しやすい快適なセンターを目指します。「新しさ」「楽しさ」「遊び心」「参加」を大切に、利用者主体の施設運営を行います。利用者が「来てよかった」「また来たい」「また利用したい」「こんなことしたい」と感じていただけるようにコミュニケーションを大切にして関係性を育みます。 「駅近」という立地の利便性が活かされるセンタープログラムをつくります。Wi-Fi スポットを設置します。県域のどの地域からも参加可能にするためにオンライン環境の整備に努めます。 (県民、利用者のニーズを把握) 利用者のニーズを把握するために、日々コミュニケーションを図ります。年に一度アンケートを実施し、施設の管理運営の質を高めます。 (経費節減と環境配慮) 効率的・効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めます。 (適正な管理) センター利用に関する基本的な条件、管理運営の基本を遵守し、適正に管理します。
管理業務に関する計画	センターの施設、機器、備品については、常に点検整備を行い、利用者の皆様に良好な状態で利用していただけるように努めます。 ・閉館日は12月29日から1月3日までと原則5月連休の前半の休日2日間とします。 ・利用時間は 平日は午前9時30分 から午後9時まで、土日祝日は午前9時から午後6時までとします。 ・利用団体を営利と非営利の2種類に区分し、それぞれの利用料金を設定します。 ・人権尊重社会の実現、男女共同参画ダイバーシティ社会の実現、循環型社会の創造など県が推進する施策を十分理解し、協力して施策実現のために寄与します。 ・災害、事故等の不測の事態を想定した体制づくりを行います。 ・みえ災害ボランティア支援センターと連携します。 ・個人情報保護対策を徹底します。

		・その他、法令等を遵守します。					
運営業務に関する計画		(センター運営に関する業務) センターの総合案内、センター視察・見学、出前講座、センター施設等の利用許可、 図書資料の管理、閲覧・貸出業務、センター内の掲示物等の管理、WI-FI スポットの設置等を行います。 (市民活動促進に関する業務) 次世代の市民活動への参加促進を図る「次世代が NP0 に出会うプロジェクト」や、多様な主体の協働を生み出す「協働」による円卓会議等を行います。 (国際化・多文化共生推進に関する業務) 「多文化交流 PARTY～三重で“ともに” 生きる」を行い、三重県内に暮らす外国人と「出会い」、「知り合い」、「理解しあい」、「つながり」、困りごとを「聴きあう関係性」を育む場をつくります。 (市民活動に関する情報の受発信業務) ホームページの運営、ウェブマガジンの発行、SNS による発信、市民活動団体データベース（みえ NP0 コンパス）の充実等を行います。 (NP0 支援組織の機能向上・連携交流に関する業務) NP0 中間支援組織の職員研修を行います。また「NP0 フェス～市民社会のつくりかた」をタイトルに県内の NP0 が集まり、市民社会の実現に向けて、いかに NP0 ネットワークを強化するかについて意見を交わします。 (みえ災害ボランティア支援センターの運営に関する業務) みえ災害ボランティア支援センターが設置された場合に協力をします。平時には多様な市民活動団体・NP0、地域自治組織の参加による災害 NP0 ネットワークづくりや、災害ボランティアセンター運営に関する学習会等を行います。 (市民活動団体等と連携した被災者支援に関する業務) NP0 による被災者支援ワークショップを行い、行政、社会福祉協議会、NP0 等が連携して効果的な被災者支援・受援が行われるために学びあいます。 その他、コーヒーサービスや自動販売機の設置、図書コーナーの充実を図ります。					
収支計画の積算の考え方		非営利団体・営利団体に区分した施設利用料収入の増加とコスト削減に努めます。コスト削減については、入札制度・相見積り導入、節電・節水・省資源、各種事業の効率化等を図ります。					
組織及び人員		当センターに事業進捗、経営状況について意見を交わす経営会議を行います。当法人役員及びセンター長・副センター長により構成します。当センター業務への第三者意見をいただく外部委員会を設置します。職員は専門性・スキルの高い正職員 4 名と補助的業務を担うパート職員 7 名程度を雇用し、センター長、副センター長を各 1 名配置します。勤務はローテーションで行います。 当センターの事業を担う専門性の高い人材を育む職員研修を行います。					
収支計画書(千円)	年度		9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
	収入合計		36,694	36,694	36,707	36,707	36,717
	内訳	指定管理料	35,377	35,377	35,377	35,377	35,377
		利用料収入	977	977	990	990	1,000
		事業収入	320	320	320	320	320
		その他	20	20	20	20	20
	支出合計		36,694	36,694	36,707	36,707	36,717

※ A4 版 2 枚以内としてください。

14 各種審議会等の審議状況について

(令和8年6月3日～令和8年9月13日)

1 三重県環境審議会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会
2 開催年月日	令和8年8月3日
3 委員	会 長 喜岡 渉 副会長 坂倉 健二、森 秀美 委 員 伊藤 直子 他19名
4 諮問事項	「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 具体的な改正内容（案）
5 調査審議結果	「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について審議され、具体的な改正内容（案）について、承認された。
6 備考	次回開催日：未定

2 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和8年8月31日
3 委員	会 長 梅村 光久 委 員 服部 高明 他10名
4 諮問事項	・特別支援学校の収容定員に係る学則の変更認可について ・高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更認可について 2件 ・高等学校の収容定員に係る学則の変更認可について ・私立各種学校の廃止認可について 計5件
5 調査審議結果	諮問事項5件について審議され、いずれも認可することに異議はないと答申された。また、広域通信制高等学校の位置の変更計画について報告した。
6 備考	次回開催日：令和9年3月頃（予定）

3 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	令和8年8月28日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 千種 清美 委 員 朝倉 由希 他12名
4 諮問事項	「第2次三重県文化振興計画（仮称）」の策定について
5 調査審議結果	「第2次三重県文化振興計画（仮称）」の骨子案について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年11月頃（予定）

4 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和8年7月17日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 秋山 則子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和7年度事業の実績と評価および令和8年度事業計画案等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

5 三重県差別解消調整委員会

1 審議会等の名称	三重県差別解消調整委員会
2 開催年月日	(1) 令和8年6月4日 (2) 令和8年6月29日
3 委員	委員長 田中 亜紀子 委 員 田島 正広、松井 真理子 他2名
4 諮問事項	「みえ県民1万人アンケート」設問16（県職員採用について）に係る申立てについて
5 調査審議結果	(1) (2) 「みえ県民1万人アンケート」設問16（県職員採用について）に係る申立てについて、調査審議が行われた。
6 備考	次回開催日：なし

6 三重県人権施策審議会

1 審議会等の名称	三重県人権施策審議会
2 開催年月日	令和8年8月24日
3 委員	会 長 小林 慶太郎 会長代理 古瀬 啓之、上野 尚子 他17名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	(1) 「部落差別解消条例（仮称）」の制定及び「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の改正について、意見交換が行われた。 (2) 令和8（2026）年版第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書案について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年11月16日

7 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	令和8年8月25日
3 委員	会 長 三田 泰雅 副会長 藤枝 律子 委 員 明石 須美子 他14名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	第3次三重県男女共同参画基本計画の改定および同基本計画の第二期実施計画の策定について審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年9月15日 第2回第3部会 令和8年9月29日 第2回第1部会 令和8年10月2日 第2回第2部会 令和8年10月頃 答申予定

8 三重県交通安全対策会議

1 審議会等の名称	三重県交通安全対策会議
2 開催年月日	令和8年7月21日
3 委員	会 長 一見 勝之 委 員 塚本 雅人 他20名
4 諮問事項	「第12次三重県交通安全計画」（案）及び「令和8年度三重県交通安全実施計画」（案）について
5 調査審議結果	「第12次三重県交通安全計画」（案）及び「令和8年度三重県交通安全実施計画」（案）について審議し、承認された。
6 備考	次回開催日：未定

9 三重県環境審議会 環境影響評価部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 環境影響評価部会
2 開催年月日	令和8年7月3日
3 委員	部会長 塚田 森生 委 員 大八木 麻希 他2名
4 諮問事項	「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について
5 調査審議結果	「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について、具体的な改正内容（案）の調査・検討が行われた。
6 備考	次回開催日：なし

10 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会
2 開催年月日	令和8年8月24日
3 委員	会 長 塚田 森生 副会長 大野 研 委 員 工藤 慎治 他17名
4 諮問事項	三重県環境影響評価技術指針の改定について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価技術指針の改定について、審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年11月頃（予定）

11 三重県環境影響評価委員会 小委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	令和8年6月10日
3 委員	委員長 塚田 森生 委 員 荒木 希和子 他4名
4 諮問事項	（仮称）鳥羽ホテルプロジェクトに係る簡易的環境影響評価書について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価図書について、事業者から説明を受け審議が行われた。
6 備考	令和8年7月31日 答申

12 三重県環境審議会 地球温暖化対策部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 地球温暖化対策部会
2 開催年月日	令和8年7月29日
3 委員	部会長 岩崎 恭彦 部会長代理 平山 大輔 委 員 赤堀 剛寛 他5名
4 諮問事項	「三重県地球温暖化対策総合計画」改定の骨子案について
5 調査審議結果	「三重県地球温暖化対策総合計画」改定の骨子案について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和8年11月頃（予定）